

第2編 災害予防対策

地震による被害を最小限にとどめるためには、日常における教育・訓練の実施、施設の耐震性確保及び県民の生活確保等に係る対策の実施が重要である。

本編においては、これらの災害予防活動及び対策について定める。

第1章 地震災害予防対策の基本的考え方【防災危機管理課】

2-1-1 想定される地震の適切な設定と対策の基本的考え方

1 総合的な地震災害対策のための基本的な考え方

県は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する。

2 過去に遡った地震の想定

県は、地震の想定に当たっては、古文書等の史料の分析、地形・地質の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震の発生等をより正確に調査する。

3 地震被害想定に係る留意点

県は、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行う。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせた一体的な災害対策が必要である。

第2章 防災思想・知識の普及

【防災危機管理課、消防防災安全課、私学文書課、保健福祉課、産業政策課、建築住宅課、社会教育課、保健体育課】

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、県民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）には自らの判断で自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、県、市町及び関係機関は、県民等に対し、自主防災思想の普及、徹底を図る。県、市町及び関係機関は、各所属職員をはじめ、県民等に対し、地震及び防災に関する知識の普及・啓発に努める。

防災条例第23条及び第35条

2-2-1 県の活動

地震防災対策の円滑な実施を確保するため、県職員の教育を行うとともに、学校教育、社会教育等を通じて、県民を対象に啓発活動を行う。

1 県職員に対する教育

防災条例第35条

県職員としての確かつ円滑な地震防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるため、次の事項について、研修会や専門家の知見の活用等を通じ教育を行う。

- (1) 地震に関する基礎知識、一般的な知識
- (2) 県地域防災計画（地震災害対策編）と地震防災対策に関する知識
- (3) 緊急地震速報を覚知したときの具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 地震が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報及び南海トラフ地震関連解説情報（以下「南海トラフ地震臨時情報等」という。）の内容、これに基づきとられる措置の内容及び発表された場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (7) 家庭及び地域における地震防災対策
- (8) 家庭の地震対策と自主防災組織の育成強化対策の支援
- (9) 地震対策の課題その他必要な事項

なお、上記(3)、(4)、(5)及び(6)については、毎年度、各部局等において、所属職員に対し、十分に周知する。

また、各部局等は、所管事項に関する地震防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

さらに、専門的知識を有する防災担当職員の育成に努める。

2 教職員及び児童生徒等に対する教育

県教育委員会は、市町教育委員会及び県立学校長に対し、県職員に準じて教職員への教育を行うよう指導するとともに、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材の充実や消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進を図るなど、防災に関する教育の充実に努め、児童生徒等が地震に関する基礎的・基本的な事項を理解し、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育

成するよう安全教育等の徹底を指導する。また、学校において、外部の専門家や保護者等と協力しながら、学校安全に関する手引き（文部科学省作成ほか）等をもとに、学校安全計画及び災害に関する必要な事項（防災組織・分担等）を定めたマニュアルを策定する。

また、県は、私立学校に対し、これに準じた教育を行うよう働きかけるとともに、情報提供等に努める。

- (1) 関連する教科、特別活動等において、児童生徒等の発達の段階を考慮しながら教育活動全体を通じて、地震に関する基礎的知識を修得させるとともに、地震発生時や南海トラフ地震臨時情報等発表時の対策（避難場所・避難経路・避難方法の確認等）の周知徹底を図る。
- (2) 住んでいる地域の特徴や過去の地震等について継続的な防災教育に努める。
- (3) 中学校、高等学校、中等教育学校の生徒を対象に、応急手当の実習を行うとともに、地域の防災活動や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めさせる。高等学校段階の生徒には、地域の防災活動や災害時のボランティア活動にも参加できるような態度を育てる。
- (4) 学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、地震災害と防災に関する理解向上に努める。

3 県民に対する防災知識の普及

県は、地震発生時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、市町及び大学等地域学術機関等と連携した防災講座の開催などにより、地震及び防災に関する知識の普及・啓発を図る。

その際には、要配慮者への対応や被災時の男女のニーズの違い等にも留意する。

(1) 一般啓発

ア 啓発の内容

(ア) 地震に関する基礎知識

- (イ) 緊急地震速報を覚知したときの具体的にとるべき行動に関する知識
- (ウ) 地震が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (エ) 南海トラフ地震臨時情報等の内容、これに基づきとられる措置の内容及び発表された場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (オ) 防災関係機関等が講じる地震防災対策等に関する知識
- (カ) 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識
- (キ) 山・崖崩れ危険予想地域等に関する知識
- (ク) 避難場所、避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- (ケ) 住宅の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、自動車へのこまめな満タン給油等、家庭における防災対策に関する知識
- (コ) 応急手当等看護に関する知識
- (サ) 避難生活に関する知識
- (シ) 要配慮者や男女のニーズの違い等に関する知識
- (ス) コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- (セ) 早期自主避難の重要性に関する知識
- (ソ) 防災士の活動等に関する知識
- (タ) 南海トラフ地震に伴う地震動に関する知識（地震被害想定調査等）

防災条例第9条第1項、第23条
第2項及び第49条

- (チ) 南海トラフ地震が時間差で発生することの危険性
- (ツ) 規模の大きな地震が連続発生する可能性
- (テ) 災害時の家庭内の連絡体制の確保

イ 啓発の方法

- (ア) テレビ、ラジオ及び新聞の活用
- (イ) 広報誌、パンフレット、ポスター等の利用
- (ウ) 映画、資料映像等の利用
- (エ) 講演会、講習会の実施
- (オ) 防災訓練の実施
- (カ) インターネット（ホームページ）の活用
- (キ) 各種ハザードマップの利用

(2) 社会教育を通じた啓発

県及び県教育委員会は、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の地震防災に寄与する意識を高める。

ア 啓発の内容

県民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

(3) 各種団体を通じた啓発

県は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料映像等の貸出し等を通じて地震防災知識の普及に努め、各団体の構成員である民間事業所等の組織内部における防災知識の普及を促進させる。

(4) 自動車運転者に対する啓発

県公安委員会は、運転免許更新時の講習及び自動車教習所における教習等の機会を通じ、地震発生時において自動車運転者が措置すべき事項について徹底を図る。

(5) 防災上重要な施設管理者に対する教育

危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、緊急地震速報の活用や、地震発生時における施設管理者のとるべき措置について知識の普及に努める。

(6) 「えひめ防災の日」及び「えひめ防災週間」における啓発

県は、「えひめ防災の日（12月21日）」を含む「えひめ防災週間（12月17日～12月23日までの一週間）」においては、その趣旨にふさわしい事業の実施に努める。

(7) 相談コーナーの設置

県は、それぞれの機関において所管する事項について、県民の地震防災対策に関する相談に積極的に応じる。

なお、総括的な事項及び建築に関する事項の相談コーナーを次のとおり設置する。

ア 総括的な事項

県民環境部防災局防災危機管理課、地方局地域産業振興部総務県民課及び支局総務県民室

イ 建築に関する事項

土木部道路都市局建築住宅課、地方局建設部建築指導課

2-2-2 市町の活動

市町は、職員が的確かつ円滑な地震防災対策を推進するとともに、地域

防災条例第23条第1項、第24条第1項及び第2項

における防災活動に率先して参加させるための教育を行う。

また、住民に対し、自らの生命、身体及び財産を守り、併せて地域の地震被害を最小限にとどめるため、地域の災害危険箇所や指定避難所等を記載した総合防災マップを作成し、全住民に配布するなどにより、住民自らが地域の危険箇所を自覚し、早期に円滑な避難行動がとれるよう必要な防災知識の普及・啓発を図る。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行うべきこと等について周知徹底に努める。

なお、啓発内容及び方法については、概ね県の例に準じ、地域の実情に合わせたものとする。

2-2-3 関係機関の活動

防災条例第 23 条

- (1) 指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関は、各所属職員に対し、所掌する事務又は業務に関する地震防災対策について教育を行うとともに、利用者等が実施すべき事項等について普及・啓発を行う。
- (2) 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者は、災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるとともに、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

2-2-4 普及の際の留意点

防災条例第 9 条

- (1) 防災マップの活用
防災マップについては、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫が必要である。また、防災マップが安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて必要である。
なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。
防災マップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること等への理解促進に努める。
広域避難が必要な地域においては、その実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を周知する。
- (2) 災害教訓の伝承
県及び市町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。
住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。県及び市町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する

る調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

(3) 防災地理情報の整備等

県及び市町は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

(4) 防災と福祉の連携等

県及び市町は、防災担当部局と福祉担当部局等が連携し、高齢者や障がい者等の要配慮者に対し、適切な避難行動等に関する理解の促進を図る。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

第3章 県民の防災対策 【防災危機管理課】

地震による被害を軽減するためには、県民一人ひとりが、地震や防災に関する正しい知識を持ち、家庭、地域、職場等で自ら防災対策を実践するとともに、地域における自主防災組織等の防災活動に積極的に参加することが重要である。

このため、県及び市町は、防災意識の啓発及び防災情報の提供等に努める。

防災条例第4条、第7条及び第8条

2-3-1 県民の果たすべき役割

県民は、地震災害から自らを守る「自助」とともにお互いに助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び地震発生時において、概ね次のような防災対策を実践する。

1 平常時の実施事項

防災条例第9条から第12条まで

- (1) 地震防災に関する知識の習得に努める。
- (2) 緊急地震速報を覚知したときの具体的に取るべき行動に関する知識の習得に努める。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報等の内容、これに基づきとられる措置の内容及び発表された場合に具体的に取るべき行動に関する知識の習得に努める。
- (4) 地域の危険箇所や避難場所、避難所、避難経路、避難方法及び、家族等との連絡方法を確認する。
- (5) 分散避難の観点から、安全な親戚や友人の家など、様々な避難先の検討を事前に行っておく。
- (6) がけ崩れ等災害が発生するおそれのある地域の危険箇所の把握に努める。
- (7) 建築物の所有者は、家屋の耐震診断を行うとともに、その診断結果を踏まえ、耐震改修等適切な措置を講じる。
- (8) 家具、ピアノ、冷蔵庫、窓ガラス等について、転倒、飛散等による被害の発生を防ぐための対策を講じる。
- (9) 石油ストーブやガス器具等について、対震自動消火等火災予防措置を実施する。
- (10) 飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー、日用品や医薬品等生活必需品を備蓄するとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備をしておく。(飲料水、食料については最低7日分、うち3日分は非常用持出し。) また、自動車へのこまめな満タン給油を行い、動物飼養者にあっては飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養について準備をしておく。
- (11) ラジオ等の情報収集の手段を確保する。
- (12) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (13) 家族で災害時の役割分担及び安否確認方法を決めておく。
- (14) 隣近所と地震発生時の協力について話し合う。
- (15) 消火器その他の必要な資機材を備えるよう努める。
- (16) ブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機を設置しようとする者は、当該工作物の耐震性を確保するために必要な措置を講じるとともに、当該工作物等を定期的に点検し、必要に応じ、補強、撤去等を行う。
- (17) 避難行動要支援者は、市町、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者及びボラ

ンティア等の協力団体や個人に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するように努める。

2 地震発生時の実施事項

- (1) まず我が身の安全を図る。
- (2) 出火防止及び初期消火に努める。
- (3) 適時、適切な早めの避難を実施するとともに、近隣住民への呼び掛けを行う。
- (4) 地域における相互扶助による被災者の救出活動を行う。
- (5) 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護に努める。
- (6) 自力による生活手段の確保を行う。
- (7) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- (8) 秩序を守り、衛生に注意する。
- (9) 自動車、電話の利用を自粛する。
- (10) 避難所では、相互に協力して自主的に共同生活を営み、避難所が円滑に運営するように努める。

防災条例第4条、第36条から第38条

2-3-2 県、市町の活動

1 防災意識の啓発

市町は、県民への災害及び防災に関する知識の普及に努める。県は、市町に積極的に協力する。

防災条例第23条

2 防災情報の提供

県及び市町は、災害発生現象、災害危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、県民に提供する。

防災条例第24条第1項

※資料 1 愛媛県防災対策基本条例

(資料編 22-1)

第4章 自主防災組織の防災対策 【防災危機管理課、消防防災安全課】

地震による被害を軽減するためには、県民が相互に協力し、地域や職場において自発的に防災組織をつくるのが、より効果的である。

このため、県及び市町は、自主防災組織の育成強化に努め、県民による自発的な防災活動を促進する。

防災条例第25条

2-4-1 自主防災組織の育成強化

防災条例第25条

県民の自主的な防災活動は、組織的に実施することがより効果的であり、町内会、自治会等を中心とした自主防災組織の結成及び活動が極めて重要である。

このため、県及び市町は、自主防災組織の結成を積極的に促進するとともに、女性の参画促進に努め、要配慮者への支援にも配慮しながら、その育成強化を図る。

また、市町は、市町地域防災計画に自主防災組織の育成について定め、その役割及び活動のほか、市町の行う指導方針等を具体的に明らかにするとともに、各種の助成事業等を活用して、必要な資機材の充実を図る。

1 組織の編成単位

自主防災組織がその機能を十分に発揮するため、組織の編成単位については、地域の実情に応じ次の点に留意する。

- (1) 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感をもてるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。
- (2) 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。
- (3) 地域内の事業所と協議のうえ、事業所の自衛消防組織等も自主防災組織に位置づける。

2 組織づくり

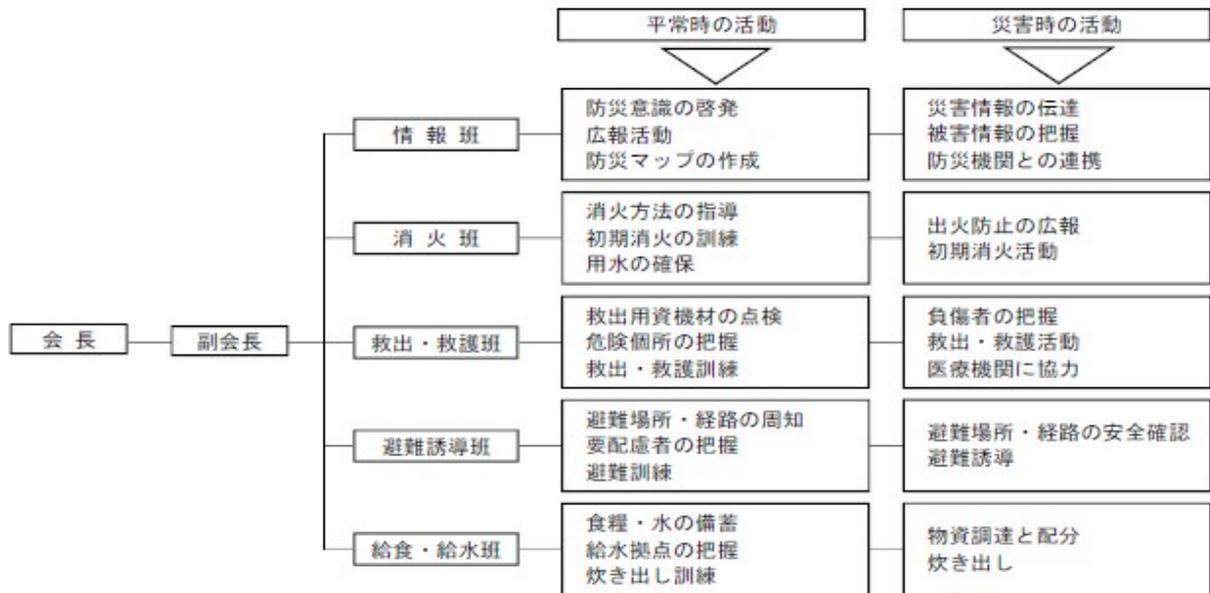
既存の町内会、自治会等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりを行う。

- (1) 町内会長、自治会長等を対象にリーダー養成のための研修会等を開催するとともに、防災士の資格取得を促進し、組織の核となる人材を育成する。その際、女性の参画促進に努める。
- (2) 町内会、自治会等の自治組織に、活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。
- (3) 婦人防火クラブをはじめ防災活動を行っている組織の活動の充実・強化を図ることにより、自主防災組織として育成する。
- (4) 女性団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用することにより、自主防災組織として育成する。
- (5) 自主防災組織が、災害時に最も効果的に活動するためには、性別による役割の固定や偏りがおきかないよう配慮した上で、誰が何を受け持つかをしっかり決めて、お互いの役割や関係を体系づけておく。

また、自主防災組織の編成については、それぞれの規約で定めるところによるが、一般的には、次のような組織編成が考えられる。

防災条例第13条及び第26条

自主防災組織と役割



2-4-2 地域における自主防災組織の果たすべき役割

自主防災組織は、県や市町と連携し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに、災害発生に備えて、平常時において次の活動を行う。

1 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備えと災害時の的確な行動が重要であるため、防災講座、講習会、研究会、映写会その他集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

また、要配慮者や女性を含む住民の参加による定期的な防災訓練の実施などにより、防災意識の普及に努める。

主な啓発事項

- ①南海トラフ地震等の知識
- ②地震情報の性格や内容
- ③平常時における防災対策
- ④災害時の心得
- ⑤自主防災組織が活動すべき内容
- ⑥自主防災組織の構成員の役割等

2 「自主防災マップ」の作成

自主防災組織は、市町が作成する総合防災マップ等を基に、身近に内在する危険や指定避難所等災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成し、掲示、あるいは各戸に配布することにより、住民一人ひとりの防災意識の高揚と災害時の避難行動等の迅速・的確化を図る。

3 「自主防災組織の防災計画書」の作成

地域を守るために必要な対策や自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。

4 「自主防災組織の台帳」の作成

自主防災組織は、的確な防災活動に必要な自主防災組織の人員構成、活動体制、資機材等装備の現況や災害時の避難行動等を明らかにしてお

防災条例第5条、第18条及び第39条

防災条例第13条及び第15条から第16条まで

防災条例第14条

防災条例第16条

くため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。

なお、作成に当たっては、個人情報への取扱いに十分留意する。

- (1) 世帯台帳（基礎となる個票）
- (2) 避難行動要支援者台帳（名簿及び個別避難計画）
- (3) 人材台帳

5 「防災点検の日」の設置

家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材及び備蓄物資の整備・点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。

6 防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害時の対応に関し次の事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、防災士、学校や市町等と有機的な連携を図る。

- (1) 情報の収集及び伝達の訓練
- (2) 出火防止及び初期消火の訓練
- (3) 避難訓練
- (4) 救出及び救護の訓練
- (5) 炊き出し訓練

防災条例第 15 条及び第 18 条

7 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災訓練や地域におけるコミュニティ組織と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努める。

防災条例第 18 条

8 情報の収集・伝達体制の整備

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市町等へ報告するとともに、防災関係機関から提供される情報を住民に迅速に伝達し、不安の解消や的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決めておく。

- (1) 防災関係機関の連絡先
- (2) 防災関係機関との連絡手段
- (3) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

防災条例第 18 条

9 避難行動要支援者の援護体制の整備

自主防災組織は、市町及び関係機関等と連携しながら、避難行動要支援者の避難等の支援を円滑に行うため、あらかじめ地域における避難行動要支援者に関する情報を把握するよう努める。

防災条例第 16 条

10 資機材等の備蓄

自主防災組織は、初期消火、負傷者の救出及び救護その他の応急的な措置に必要な資機材及び物資を備蓄するよう努める。

防災条例第 17 条

2-4-3 県、市町の活動

1 自主防災組織づくりの推進

市町は、自主防災組織づくりを推進する。県は、市町に積極的に協力する。

防災条例第 25 条第 1 項、第 2 項

2 自主防災に関する意識の高揚

県及び市町は、住民の自主防災に関する認識を深めるため、講座や研

防災条例第 23 条第 1 項

修会等を開催する。

また、消防学校は、人づくりの拠点として、地域防災リーダーの育成を行うほか、市町消防機関とともに、消防の分野に係る知識・技能研修の実施や企業等が行う研修に対する講師の派遣などの協力を行う。

3 組織活動の促進

市町は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実化を促進する。

県及び市町は、外部の専門家の活用を図るなど、自主防災組織が行う防災活動が効果的に実施されるよう、防災リーダー（自主防災組織が行う防災活動において指導者的役割を担う者）について、女性の参画促進にも配慮しながら育成に努める。

防災条例第 26 条

2-4-4 自主防災組織と消防団等の連携

消防団は、地域住民により構成される消防機関であることから、自主防災組織の訓練に参加し、資機材の取扱いの指導を行う。また、消防団、警察、自衛隊のOBや防災士などに自主防災組織活動への積極的な支援や、女性の参画の促進に努めを求めるなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図る。

2-4-5 事業所等における自主防災活動

防災条例第 19 条及び第 21 条

県内に立地する事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に被害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。

特に、大規模な地震災害が発生した場合には、行政や県民のみならず、事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐうえで重要である。

このため、事業所等においては、自衛の消防組織等を編成するとともに、市町や地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全の確保に積極的に努める。

事業所等における自主防災活動は、概ね次の事項について、それぞれ事業所等の実情に応じて行う。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集・伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急救護
- (7) 飲料水、食料、生活必需品、医薬品など災害時に必要な物資の確保
- (8) 施設及び設備の耐震性の確保

2-4-6 地域における自主防災活動の推進

1 地区防災計画

市町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町に提案する。

市町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるように提案を受けた市町は、必要があると認めるときは市町地域防災計画に当該地区防災計画を定める。

市町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

2 地域防災力の充実強化に関する計画

市町は、地区防災計画を定めた地区について、地区居住者等の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるほか、市町地域防災計画において、当該市町の地域に係る地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努める。

※資料	1	自主防災組織の現況	(資料編 18-1)
	2	婦人・少年・幼年消防クラブの状況	(資料編 18-2)
	3	愛媛県防災対策基本条例	(資料編 18-3)

第5章 事業者の防災対策

【防災危機管理課、消防防災安全課、産業政策課、経営支援課、技術企画室】

災害による被害を軽減するためには、企業などの事業者が、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保をはじめ、災害時において事業を継続することができる体制を整備するとともに、地域の防災活動に協力することが重要である。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業者は、国及び地方公共団体が実施する事業者との協定締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

県及び市町は、事業者が行う防災対策への支援に努める。

防災条例第6条

2-5-1 事業者の果たすべき役割

事業者は、災害から身を守る「自助」とともにお互いを助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び災害時において、概ね次のような防災措置を行う。

1 平常時の実施事項

- (1) 災害時における来所者、従業員等の安全を確保するための計画及び災害時に重要事業を継続するための計画（以下「事業継続計画」という。）の作成に努める。
- (2) 防災訓練及び研修等の実施に努める。
- (3) 事業継続計画に基づき、災害時において、事業を継続し、又は中断した事業を速やかに再開することができる体制を整備するよう努める。
- (4) 地震発生時における来所者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を努める。
- (5) 所有、占有又は管理する建築物及び工作物等の耐震化・耐浪化、耐火性の確保に努める。
- (6) 災害時に交通網が途絶した際などに、来所者、従業員等が一定期間事業所等内に留まることができるようにするため、応急的な措置に必要な資機材、食料、飲料水、医薬品等を確保するよう努める。
- (7) 所有、占有又は管理する施設の避難場所としての提供に努める。
- (8) 地域の防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるとともに、これらの者が行う防災活動に参加するよう努める。
- (9) 事業所及び従業員の消防団への加入及び消防団員としての円滑な活動について協力するよう努める。
- (10) 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努める。
- (11) 予想災害に対する復旧計画の策定に努める。
- (12) 事業継続計画や復旧計画等の点検、見直しに努める。
- (13) 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して計画の策定に努める。

防災条例第19条から第22条まで及び第48条

2 災害時の実施事項

- (1) 来所者、従業員等の安全の確保に努める。
- (2) 地域住民及び自主防災組織等と連携して情報の収集及び提供、救

防災条例第40条及び第41条及び第45条

助、避難誘導等を行い、地域住民の安全を確保するよう努める。

- (3) 帰宅困難者に対し、連絡手段及び滞在場所の提供その他の応急措置に必要な支援に努めるとともに、協定に基づき、水道水、トイレ、情報等の提供を行う。
- (4) 要配慮者に配慮した情報提供、避難誘導に努める。
- (5) 事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるほか、自らの社会的責任を自覚して、県、市町等が行う復旧及び復興対策へ積極的に協力するとともに、地域経済の復興に貢献するよう努める。

2-5-2 県、市町の活動

1 防災意識の啓発

市町は、事業者への災害及び防災に関する知識の普及に努める。県は市町に協力する。

また、県及び市町は、事業継続計画策定支援等の高度なニーズ等にも的確に応えられるよう、環境整備に取り組む。

このほか、県は、消防学校において事業者の自衛消防隊員を対象とした防災教育を推進する。

防災条例第 23 条

2 防災情報の提供

県及び市町は、災害発生現象、災害危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、事業者に提供する。

防災条例第 24 条第 1 項

3 中小企業等の事業継続力強化計画の策定支援

県及び市町は、商工会・商工会議所と連携して、中小企業等の事業継続力強化計画の策定を支援する。

- | | | | |
|-----|---|------------------------|-------------|
| ※資料 | 1 | 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定 | (資料編 12-13) |
| | 2 | 災害時における被災者への支援活動に関する協定 | (資料編 12-14) |
| | 3 | 災害時における帰宅困難者支援に関する協定 | (資料編 12-15) |
| | 4 | 愛媛県防災対策基本条例 | (資料編 22-1) |

第6章 ボランティアの防災対策

【男女参画・県民協働課、保健福祉課、県警本部、日本赤十字社】

大規模な災害が発生した場合に、円滑な応急対策を実施するため、NPO・ボランティア等の自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、平常時から、ボランティア・コーディネータ等の養成や地域のNPO・ボランティア等のネットワーク化など幅広いボランティア等の体制整備に努める。

防災条例第26条及び第33条

2-6-1 県の活動

1 県ボランティア・市民活動センターへの支援

県は、愛媛県社会福祉協議会と連携し、同協議会が行う県ボランティア・市民活動センター運営のため、次の支援等を行う。

防災条例第26条及び第33条

- (1) 情報誌の発行等を通じ、県民のボランティアに関する意識啓発や知識の普及に努める。
- (2) 災害が発生した場合に被災地において救援活動を行う災害救援ボランティア等の養成・登録を行う。併せて、そのボランティア登録者について、個人、グループの別、手話通訳、介護福祉士等の専門技能の有無、あるいは希望する活動内容等について調査する。
- (3) ボランティア活動を組織的に行うことができるよう、その中核となるボランティア・リーダーや災害発生時にボランティアのあっせん等を行うボランティア・コーディネータの養成・登録を行う。その際、女性の参画促進に努める。
- (4) ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時からボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練のほか、交流の機会等を提供し、NPO・ボランティア等及び中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）相互間の連絡体制の構築を図るなど、活動環境の整備を図る。
- (5) ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努める。

2-6-2 市町の活動

1 災害救援ボランティアの養成・登録等

市町は、社会福祉協議会が行うボランティアセンター事業等を通じ、次のことを行う。

防災条例第26条及び第33条

- (1) 情報誌の発行等を通じ、住民のボランティアに関する意識啓発や知識の普及に努める。
- (2) 災害が発生した場合に被災地において救援活動を行う災害救援ボランティア等の養成・登録を行う。併せて、そのボランティア登録者について、個人、グループの別、手話通訳、介護福祉士等の専門技能の有無、あるいは希望する活動内容等について、調査する。
- (3) ボランティア活動を組織的に行うことができるよう、その中核となるボランティア・リーダーや災害発生時にボランティアのあっせん等を行うボランティア・コーディネータの養成・登録を行う。その際、女性の参画促進に努める。
- (4) ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時からボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練のほか、交流の機会等を提供し、NPO・ボランティア等及び中間支援組織相互間の連絡体制の構築を図るなど、活動環境の

整備を図る。

- (5) ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努める。

2 災害救援ボランティアの活動拠点の確保

市町は、災害救援ボランティアの活動拠点の確保、活動の受入れや調整を行う体制、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化に努める。

2-6-3 県警察の活動

県警察は、市町と協力して、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を行うボランティア関係組織・団体との連携を図るとともに、必要に応じて、これらの活動の中核となる防犯協会等の自主防犯組織に対し、訓練の実施や資機材の整備等に関し助成その他の支援を行う。

2-6-4 日本赤十字社愛媛県支部の活動

防災条例第 26 条及び第 33 条

日本赤十字社愛媛県支部は、日本赤十字社本来の活動分野である医療救護活動、救援物資の搬入出・配分及び炊き出し等被災者の自立支援活動を迅速に遂行するため、あるいは赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟、各国赤十字社・赤新月社の要請による在日外国人の安否調査等の活動を遂行するため、平素より防災ボランティアを養成、登録する。

また、日本赤十字社が通常行う活動分野以外のサービスの提供を希望するボランティアについても、被災者の自立支援活動がスムーズに実施できるよう災害救助法第 15 条第 2 項に基づき、県、市町、社会福祉協議会等関係機関と協力し、連絡調整を行う。

2-6-5 ボランティアの果たすべき役割

ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 被害情報、安否情報、生活情報の収集・伝達
- (2) 要配慮者の介護及び看護補助（同性による介助や被介助者を尊重した対応等に配慮）
- (3) 外国人、災害の発生により帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）、旅行者等土地不案内者への支援
- (4) 清掃
- (5) 炊き出し
- (6) 救援物資の仕分け及び配布
- (7) 消火・救助・救護活動
- (8) 保健医療活動
- (9) 通訳等の外国人支援活動
- (10) ボランティアのコーディネーター

※資料 1 ボランティアセンター事業概念図

(資料編 18-3)

2 ボランティア等の応援活動

(資料編 18-4)

3 愛媛県防災対策基本条例

(資料編 22-1)

第7章 地震防災訓練の実施

【防災危機管理課、消防防災安全課、県警本部、第六管区海上保安本部】

地震災害に対して各防災機関が相互に緊密な連携を保ちながら、県又は市町の地域防災計画（地震災害対策編）に定める地震災害応急対策について、職員の安全確保を図りつつ、迅速かつ的確に実施できるよう、職員の知識・技能の向上と住民に対する防災意識の啓発を図るため、図上又は実地で総合的かつ効果的な訓練を実施する。

その際、自衛隊、海上保安部など国の機関の協力を得るとともに、水防協力団体、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等及び要配慮者を含めた地域住民等とも連携した訓練を実施する。

また、訓練の実施に当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにし、沿岸地域や中山間地域における孤立地区の発生を想定するなど、地域の実情も考慮しながら、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むほか、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携するなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見する訓練の実施にも努めるほか、訓練のシナリオに緊急地震速報や南海トラフ地震臨時情報等を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

さらに、訓練後に評価を行い、必要に応じて改善を行い、次回からの訓練に反映させる。

2-7-1 県の活動

1 県が行う防災訓練

県は、国、市町及び関係機関等と共同し、又は単独で次の訓練を実施する。

訓練に当たっては、各種の時間帯を想定して実施し、逐次訓練内容の高度化を図り、初動態勢及び情報収集・伝達体制の強化等のより実効性の上がる訓練を行い、防災対応への習熟度を高める。

また随時、図上訓練を実施し、防災対策の見直しに資する。

(1) 総合防災訓練

南海トラフ地震等を想定し、発生から応急復旧に至る防災対策について、次の事項に重点をおいて行う。

また、この訓練は、毎年1回、愛媛県防災会議（会長：知事）が中心となつて行う総合防災訓練に参加して行うことを原則とする。

- ア 情報収集・伝達訓練
- イ 職員安否確認・動員訓練
- ウ 災害対策本部（現地対策本部）運営訓練
- エ 災害時の広報訓練
- オ 災害時の避難誘導、避難指示及び警戒区域の設定
- カ 交通規制その他社会秩序の維持
- キ 救援物資の準備及び輸送
- ク 孤立地区対策訓練
- ケ 避難所運営・設置訓練
- コ 福祉避難所運営訓練
- サ 消防・水防訓練
- シ 避難・救助救護訓練
- ス 医療救護
- セ 道路等啓開
- ソ 広域応援訓練
- タ 応急復旧

(2) 個別防災訓練

総合防災訓練とは別に、各部局、課若しくは事務所又は県災害対策本部が設置された場合の地方本部単位等において、それぞれが所掌する防災業務に関する個別訓練を単独又は関係機関と共同して実

施する。

その主要な事項は、概ね次のとおりとする。

- ア 情報収集・伝達訓練
- イ 職員動員訓練
- ウ 防災業務の訓練

2 市町、関係機関の防災訓練に対する協力等

- (1) 県は、市町及び関係機関に対し、県が実施する訓練に参加を要請する。
- (2) 県は、関係機関と連携して、市町が実施する訓練に可能な限り参加するとともに、必要な協力をを行う。

3 防災訓練の広報

訓練の実施に当たっては、広報に努め住民等の積極的参加を求めるほか、訓練に伴う混乱防止に努める。

2-7-2 市町の活動

市町は、国、県、他の市町及び関係機関等と共同し、又は単独で、県に準ずる各種の防災訓練を実施する。訓練に当たっては、次の点に重点をおくとともに、避難行動要支援者に対する救出・救助、一般避難所での対応、福祉避難所への入所対応及び移送連携のあり方、自主防災組織と事業所等との連携、非常用電源設備を用いた通信連絡手段の確保など、地域の特性等による地震災害の態様等を十分に考慮し、実情に合ったものとするほか、訓練のシナリオに緊急地震速報や南海トラフ地震臨時情報等を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

特に、避難訓練については、あらかじめ作成した避難計画に基づき実践的な訓練を行う。

- (1) 職員の安否確認・動員
- (2) 地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達
- (3) 災害時の広報
- (4) 災害時の避難誘導、避難の指示及び警戒区域の設定
- (5) 食料、飲料水、医療その他の救援活動
- (6) 避難所運営
- (7) 消防、水防活動
- (8) 救出・救助
- (9) 道路啓開
- (10) 応急復旧

2-7-3 関係機関の活動

指定公共機関をはじめとする各防災関係機関は、震災時の対策活動を迅速かつ的確に行うため、それぞれの業務に応じた訓練計画に基づき実施する。

2-7-4 「防災・危機管理セルフチェック項目」の活用

市町は、消防庁が作成した「防災・危機管理セルフチェック項目」を活用し、日々防災体制の自己点検を実施し、県は、その状況を把握し、災害対応能力の向上に努めるものとする。

※資料 1 防災・危機管理セルフチェック項目

(資料編 20-8)

第8章 業務継続計画の策定 【防災危機管理課ほか全部局】

県、市町及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画の策定に努めるものとする。

2-8-1 業務継続計画の概要

業務継続計画とは、災害時に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ事前に準備しておく対応方針を計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、バックアップシステムやオフィスの確保などを規定したものである。

特に、県及び市町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

2-8-2 県の業務継続計画

県は、平常時から災害に備えて災害医療体制の整備などを行い、災害が発生した場合に、県民の生命・身体・財産を守ることを目的に、災害応急活動を迅速に実施するため、地域防災計画を策定している。

このような活動を行う一方で、それ以外の県の行政サービスについても、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、あらかじめ対策を立てておく必要がある。

このため、県は、災害時においても県の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめる業務継続計画を策定し、迅速な復旧体制を構築する。

また、業務継続計画は、当該計画に基づいた訓練等を定期的に行うとともに、訓練等の成果を検証し、検証した結果に基づき適宜計画の見直しを図ることにより、持続的改善を行うものとする。

2-8-3 市町の業務継続計画

市町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめる業務継続計画を策定するよう努めるとともに、策定した計画の持続的改善に努めるものとする。

また、市町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第9章 地震災害予防対策

【防災危機管理課、消防防災安全課、スマート行政推進課、道路維持課、都市計画課、建築住宅課、県警本部】

地震による火災の発生、建築物等の倒壊等災害の発生を予防し又は軽減するための対策、被災者の救出のための対策、生活確保のための措置等平常時の予防対策を定める。

2-9-1 火災予防

1 一般家庭に対する指導

- ア ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火、とりわけ油鍋等を使用している場合の出火防止のため、揺れが収まったら直ちに火を消すこと、火気器具周辺に可燃物をおかないこと等の指導を行う。
- イ 対震自動しゃ断装置付きガス器具や石油ストーブ等の使用並びに管理の徹底を図る。
- ウ 家庭用消火器、消防用設備等の設置並びにこれら器具の取扱い方法について指導する。
- エ 家庭用小型燃料タンクは、転倒防止装置を施すよう指導する。
- オ 防火ポスター・パンフレットなどの印刷物の配布、その他火災予防期間中の広報車による呼びかけ、各家庭への巡回指導等を通じて火災予防の徹底を図る。

2 職場に対する指導

- ア 消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底を図る。
- イ 終業時における火気点検の徹底を図る。
- ウ 避難、誘導體制の総合的な整備を図る。
- エ 災害時における応急措置要領を作成する。
- オ 自主防災組織の育成指導を行う。
- カ 劇場、百貨店、旅館、雑居ビル、建築物の地階及び地下街等の不特定多数の者が出入りする施設においては、特に出火防止対策を積極的に指導する。
- キ 化学薬品を保有する学校・研究機関等においては、混合発火が生じないように適正に管理し、また、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、化学薬品の容器や保管庫、戸棚の転倒防止措置を施すよう指導する。
- ク 危険物施設、高圧ガス（プロパンガスを含む。）施設、電気施設については、自主点検の徹底を指導するとともに、立入り検査等を通じて安全対策の促進を図る。

3 初期消火

地震発生時には、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから、家庭や職場などで地域住民が行う初期消火が極めて有効である。このため、家庭の初期消火能力を高めるとともに、地域や職場における自主防災体制を充実させるなど、消防本部と消防団等が一体となった地震火災防止対策を推進するため、県及び市町は、次のとおり活動体制を確立する。

(1) 家庭、地域における初期消火体制の整備

- ア 地域単位で自主防災組織の育成を図り、平素から地震時における初期消火等について具体的な活動要領を定めておく。
- イ 家庭防火思想の普及徹底を図るため、組織づくりの推進及び育

成を図る。

ウ 幼年期における防火教育を推進するため、幼稚園児、小学生及び中学生を対象とした組織の育成・充実を図る。

(2) 職場における初期消火体制の整備

ア 震災時には事業所独自で行動できるよう事業所における自衛消防組織等の育成強化を図る。

イ 職場の従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から地震時における初期消火等について具体的な対策を作成する。

(3) 地域ぐるみの防災訓練等の実施

ア 住民参加による地域ぐるみの防災訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

イ 計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の防災行動力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実強化を図る。

2-9-2 消防力の充実強化

同時多発火災、交通障害、消防水利の損壊等困難な特徴をもつ地震災害が発生した場合に、現有消防力を迅速かつ効果的に活用し、被害を最小限にするため、市町は、消防計画を整備するとともに、高度な技術・資器材を有する救助隊の整備を推進するなど、消防力の充実強化に努める。

1 総合的な消防計画の策定

消防組織法 [\(昭和 22 年法律第 226 号\)](#) に基づき、地域防災計画に基づく消防計画を次のとおり策定する。

(1) 震災警防計画

震災時において、消防本部及び消防団が適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準を定める。

(2) 火災警防計画

火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防職員・消防団員の非常召集、出動基準、警戒体制等について定める。

(3) 危険区域の火災防御計画

木造建築物や老朽構造物等の密集地域、消防水利の未整備等火災が発生すれば拡大が予想される区域について火災防御計画を定める。

2 消防資機材等の整備

(1) 消防本部においては、消防ポンプ自動車、はしご付ポンプ自動車、化学消防自動車等日常火災に対する資機材を整備しているが、今後震災対策として有効な小型動力ポンプ付水槽車、電源車等の整備を推進する。また、救助工作車、高規格救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

(2) 消防団においては、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ付積載車を中心に整備する。

(3) 建築物の密集地域には、移動が容易な可搬式動力ポンプを重点的に整備する。

3 消防団の育成

(1) 消防団は、震災時には消防機関の活動を補充し、地域の実情に応じた活動が期待されていることから、消防団員の確保に努めるとともに、活性化対策を積極的に推進する。

- (2) 災害活動能力をさらに向上させるため、実践的な教育訓練を実施する。
- (3) 消防団を活用した地域住民への防災指導により一層努める。

2-9-3 消防水利の整備

地震時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の使用が困難になり、防火水槽の破損も予想されるため、消火栓に偏らない計画的な水利配置を行うとともに、消防水利の耐震化及び自然水利等の確保を図る。

1 防火水槽の耐震化及び自然水利等の確保

今後は、耐震構造の防火水槽の整備を推進するとともに、人口密集地では初期消火が重要であることから、湖沼やため池用水の消火用水としての利用を促進するほか、河川水やプールなどの確保もより一層推進する。

2 耐震性貯水槽の整備促進

火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動の困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽の整備を推進する。

2-9-4 建築物等の耐震対策

防災条例第10条第1項

1 建築主の責務

建築主は、自らの生命及び財産を守るため、次の事項を実施し、建物の耐震性の向上を図る。

- (1) 所有する建築物等の耐震性を建築物の耐震改修の促進に関する法律等に基づいて診断し、耐震性に欠けるものについては耐震補強等必要な措置を講じる。
- (2) 軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講じる。

2 県及び市町の役割

県及び市町は、次の事項を実施し、民間建築物の耐震性の向上を図る。

また、防災拠点となる公共施設、指定避難所等の非構造部材を含む耐震化についても、計画的かつ効果的な実施に努めるとともに災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとし、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

さらに、市町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

- (1) 愛媛県耐震改修促進計画及び市町耐震改修促進計画に基づき、既存建物の耐震改修を促進するため、対象建物を選定し建物台帳を整備するとともに、所有者等に対して指導を行う。
- (2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、多数の者が利用する建築物、地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物、住宅の耐震改修等について相談に応じ、必要な指導・助言を行うとともに、耐震改修を行うものについては認定を行う。
- (3) 不特定多数が利用する大規模建築物や住宅の耐震化を行う所有者等に対して支援を行う。
- (4) 多数の者が利用する建築物等の所有者・管理者、住宅の所有者等に対して、防災知識の普及・啓発及び法令や支援制度の周知を図るため、講習会等を実施する。

(5) 建築設計者・監理者・施工者等に対して、防災知識・法令・耐震化技術等の講習を行い、県民からの相談や耐震診断等に対応出来る技術者を育成する。

3 建築設備

県並びに松山市、今治市、新居浜市、西条市及び宇和島市（以下「特定行政庁」という。）は、所有者等及び建築関係団体に対し、電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震化の促進を指導する。

4 天井の脱落防止

特定行政庁は、所有者及び建築関係団体に対し、脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井の脱落による事故の防止及び安全対策等を指導する。

5 ガラスの飛散防止

県及び市町は、多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物の窓ガラス、家庭内のガラス戸棚等の飛散防止による事故の防止及び安全対策等を指導する。

6 ブロック塀の倒壊防止

県及び市町は、安全なブロック塀の築造方法及び既存ブロック塀の補強方法等について指導する。

7 家具等の転倒防止

県及び市町は、タンス、食器棚、冷蔵庫等の転倒による事故の防止及び安全対策等を指導する。

8 落下、倒壊のおそれのある危険構築物

地震の発生により、道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送道路を確保するため、道路管理者、公安委員会、警察署長、電力会社及び西日本電信電話株式会社等は、次により、それぞれ道路周辺等の点検・補修・補強を行い、又は要請する。

物件名	対策実施者	措置等
横断歩道橋	道路管理者	耐震診断等を行い落橋防止を図り道路の安全確保に努める。
道路標識、交通信号機等	公安委員会 管理者	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した街路樹等	管理者	樹木除去等適切な管理措置を講じるよう努める。
電柱・街路灯		設置状態の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
アーケード、バス停上屋等	設置者 管理者	新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。設置者又は管理者は、これらの対策・措置に努める。
看板、広告物		許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性に向上を図る。設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。

ブ ロ ッ ク 塀	所有者	既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等をする。新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
ガ ラ ス 窓 等	所有者	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自 動 販 売 機	管理者	転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹 木 、 煙 突	所有者	倒壊等のおそれがあるもの、不要なものは除去に努める。

9 情報システムの安全対策

- (1) 県は、愛媛県情報セキュリティポリシーに基づき、保有する情報システムの地震災害予防対策として、次のような措置を講じる。
 - ア 情報システムの物理的な設置方式については、国の「行政情報システムの安全対策に関するガイドライン」等の各種安全対策基準に沿って、耐震性の高い工法の導入を検討する。
 - イ 周辺機器及び端末機等の転倒防止策の検討を行う。
 - ウ 緊急時対応計画の見直しを行うとともに、障害訓練の一層の充実を図る。
 - エ 保守会社との連携を密にし、障害復旧のための体制を強化する。
- (2) 県及び市町は、各種情報システムについて、大規模地震の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。
- (3) 県及び市町は、自ら保有する情報システムについて、各種安全対策基準に基づき、引き続き所要の対策を推進するとともに、情報システムを保有する企業に対し、安全対策の実施について啓発に努める。

2-9-5 被災建築物等に対する安全対策

- (1) 県は、被災建築物応急危険度判定士を育成するための講習会を開催するとともに、「愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱」に基づき、地震被災建築物応急危険度判定士の認定・登録を行う。
- (2) 県及び市町は、地震発生時に被災建築物応急危険度判定を円滑に実施するため（公社）愛媛県建築士会との連絡体制を整備するとともに、判定時に必要な機材を備蓄する。また、災害対策本部や指定避難所等の防災活動の拠点となる建築物について、すみやかに判定を実施する体制を整備する。
- (3) 県は、市町からの判定の支援要請があった場合は「愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定」に基づき、（公社）愛媛県建築士会に判定士の派遣を要請する。なお、大規模な地震が発生し、県内の判定士のみでは対応できない場合は、国及び近県に対して判定士の派遣を要請する。
- (4) 県は、被災宅地危険度判定士を育成するための講習会を開催し、「愛媛県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、被災宅地危険度判定士の認定・登録を行うとともに、市町との連絡体制を整備し、大規模な地震が発生した場合は、必要に応じて国及び他県に対して判定士の派遣を要請する。

2-9-6 都市防災不燃化促進対策

県は、地震火災から県民の生命を守るため、指定緊急避難場所、指定避

難所の周辺等にある建築物の不燃化を促進するため指導を行う。

- (1) 指定緊急避難場所、指定避難所の周辺等に計画する建築物の不燃化を促進するため、建築基準法の審査に当たって指導を行うとともに、市町と連携しながら、防火地域・準防火地域の指定を推進する。
- (2) 学校、病院、地下街、高層建築物等の建築基準法等の審査に当たっては、不特定多数の者に対する危険防止のため、建築物の適切な配置、不燃堅牢化を指導する。

県及び市町は、市街地の火災延焼を防止するため、老朽住宅密集市街地等防災上危険な市街地において、既成市街地の面的な整備を推進する。

※資料	1	市町消防の現況	(資料編 4-1)
	2	愛媛県耐震改修促進計画	(資料編 12-1)
	3	愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱	(資料編 12-2)
	4	全国被災建築物応急危険度判定協議会規約	(資料編 12-3)
	5	愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定	(資料編 12-10)
	6	防火地域及び準防火地域の決定状況	(資料編 12-16)
	7	愛媛県被災宅地危険度判定協議会規約	(資料編 12-17)
	8	愛媛県被災宅地危険度判定実施要綱	(資料編 12-18)

第10章 水害予防対策 【河川課】

大規模地震に伴う水害を予防するため、河川管理施設の整備を計画的に進めるとともに、消防力（水防）の強化等に努め、地震後の二次災害対策に万全を期す。

2-10-1 河川管理施設の整備

防災条例第34条第3項

本県の河川は、229水系、1,269河川、流路延長約3,300kmあり、地形上流路が短く急流であり、地質上からも土砂流出が激しく、天井川が多いため、水害を受けやすい状況にある。

河川管理者は、地震後の二次災害防止対策として、河川の水防上重要な箇所状況を周知するとともに、危険箇所の解消を図るため、必要に応じて耐震性に配慮した河川改修等の治水事業を積極的に推進し、河川管理施設の整備促進に努める。

2-10-2 消防力（水防）の強化

地震後の二次災害（水害）に対処し、出水時の被害を軽減するため、雨量や河川水位等の水防情報に関する通信基盤を整備・活用するとともに、市町や関係団体との連携を密にし、次により消防力（水防）の強化に努める。

- (1) 水防の重要性、水防活動への住民参加等水防意識の啓発を図るとともに、水防演習等により水防工法の習得に努める。
- (2) 水防活動に必要な人員の確保が困難なことが予想されることから、関係機関は、関係団体等と調整協議し、人員の確保に努める。
- (3) 水防活動に必要な資器材の確保について、水防倉庫の充実、水防資器材の備蓄強化に努める。
- (4) 県は市町等に対し、水防に関する講習会や水防工法の実務指導を行い水防体制の強化に努める。

※資料 1 重要水防箇所一覧表

(資料編 4-5)

2 県水防倉庫資器材保有状況

(資料編 4-6)

3 愛媛県防災対策基本条例

(資料編 22-1)

第11章 地盤災害予防対策

【農地整備課、森林整備課、漁港課、港湾海岸課、砂防課、都市計画課、建築住宅課】

本県は、中央構造線が県土を縦断するとともに、山地は急峻で、加えて、南予は、リアス式海岸で知られるように、地形は複雑で地質は脆弱であることから、地すべり崩壊箇所や、落石等の危険性のある箇所が多い。

さらに、地盤の液状化の検討を要する沖積地や埋立地が分布しており、国土保全事業を総合的、計画的に推進するとともに、構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。

防災条例第34条第3項

2-11-1 地すべり等防止施設の整備

本県の地すべり地域は、東西にはほぼ平行して縦走する中央構造線、御荷鉾構造線、佛像構造線により4地区に区分され、地質はいずれも風化剥離性に富む脆弱地質である。

このため、地震により、災害の発生が予想される土砂災害警戒区域等や山地災害危険地区について、ポスター、チラシ、各種広報紙等により防災知識の普及を図るとともに、人家や緊急輸送道路をはじめとする避難路や指定緊急避難場所を保全する箇所等について優先的に防災施設の整備等の土砂災害対策事業を推進する。

また、県は、市町が行う土砂災害警戒区域等（指定予定箇所を含む）における警戒避難体制の整備について助言を行う。

地震発生後には、各防止施設に異状がないか点検パトロールを行うなど地震、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備する。

さらに、県は砂防ボランティア協会と協働し、地震、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備する。

1 地すべり対策事業の施行

- (1) ひとたび地すべりが発生すると、多くの人家、農耕地、公共施設などに被害を与える直接被害にとどまらず、その後の降雨等により重大な二次災害の発生が予想されるため、地すべり防止区域のうち、滑動が著しい地区の防止工事を重点的に実施するなど、災害防止に必要な地すべり防止の諸施策を実施する。
- (2) 県は大規模な地すべりによる土砂災害が急迫している状況においては、緊急調査を実施し、この調査により得られた被害の想定区域等に関する情報を市町に提供するとともに、一般に周知する。

2 農地保全対策の実施

地震等の異常な自然現象に際し、崩壊の危険のある農地、農業用施設の保全を図る。

3 治山事業の施行

安全で快適な県民生活の確保や県土保全を図るため、山地災害危険地区の実態に応じて、森林生態系や自然環境に配慮した、計画的で効率的な治山事業を推進するとともに、緊急を要する箇所から積極的に防止工事を実施する。

4 山地防災ヘルパー協会の活動

山地防災ヘルパー協会は、次のことを行い、山地災害に関する情報を収集し、県に提供するよう努める。

- (1) 山地災害の原因となる異常兆候の把握
- (2) 山地被災箇所における二次災害防止のための監視活動

(3) その他山地防災に関する活動

5 砂防事業の施行

土石流などが到達するおそれのある下流部に存在する人家や公共施設などを守るため、また流域における荒廃地域を保全する区域を砂防指定地に指定し、区域内の行為を制限するとともに、危険度の高い箇所から砂防堰堤工、溪流保全工などの防止工事を重点的に実施するなど、土石流等による災害の防止工事を実施する。

6 急傾斜地崩壊対策事業の施行

急傾斜地の崩壊により人的被害が発生するおそれのある区域を危険区域に指定し、区域内の行為を制限するとともに、危険度の高い箇所から積極的に防止工事を実施する。

7 土砂災害警戒区域等（指定予定箇所を含む）における警戒避難体制の整備

県は、関係住民に対し、土砂災害警戒区域等（指定予定箇所を含む）の情報の周知徹底を行うとともに、避難場所や避難方法などの警戒避難について市町に助言を行う。なお、平常時から住民に土砂災害警戒情報等の土砂災害関連情報を提供するシステムの維持・管理・充実に努める。

8 土砂災害警戒区域等の指定促進等

土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、市町と協力して基礎調査結果の公表を行い、土砂災害の危険性を住民に周知する。さらに、土砂災害警戒区域等について指定を行い、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、建築物の構造規制、既設住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

(1) 県

県は、関係市町長の意見を聴いて、土砂災害により住民等に危害が生じるおそれのある区域を土砂災害警戒区域等として指定する。

また、県は、土砂災害特別警戒区域における住宅等の新規立地の抑制、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等を通じて安全な土地利用の誘導に努める。

(2) 市町

土砂災害警戒区域の指定を受けた関係市町は、市町地域防災計画において警戒区域毎に以下の情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、期限を定めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行い、指示に従わなかった場合はその旨を公表することができる。

なお、要配慮者利用施設を新たに市町村地域防災計画に位置付ける際等には、施設管理者等に対して、土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上に努める。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主とし

て防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

オ 救助に関する事項

カ 警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

キ **警戒区域内**に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

ク **警戒区域**をその区域に含む市町の長は、市町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物の配布等により住民に周知する。

9 愛媛県砂防ボランティア協会との協働

県は、愛媛県砂防ボランティア協会と協働し、次のことを行う。

- (1) 土砂災害に関する知識の普及
- (2) 土砂災害危険箇所点検
- (3) その他土砂災害防止活動に役立つ諸活動

防災条例第 34 条第 3 項

2-11-2 山崩れ・崖崩れ防止対策の推進

山崩れ・崖崩れの危険性を地域住民に周知するとともに、防止対策に当たっては、構造物、施設等の耐震性に十分配慮し、斜面崩壊及び落石等の危険性のある箇所について、災害防除工事等を計画的に実施する。

また、崖崩れや土砂の流出のおそれのある宅地造成工事等について、都市計画法、建築基準法、宅地造成等規制法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき規制を行い、災害防止を図る。

2-11-3 液状化対策の推進

県及び市町は、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップの作成・公表並びに宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

県は、液状化の可能性があるとされる沖積地や埋立地に関する地域地盤の概要を把握し、公共土木施設等の耐震点検及び施設の設計、計画時における活用に努める。

また、施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を図るとともに、万一液状化が発生した場合においても、施設の被害を防止するため、必要に応じ耐震補強に努める。

なお、特定行政庁は、個人住宅等の小規模建築物について、液状化対策に有効な基礎構造等についての普及を図る。

2-11-4 大規模盛土造成地マップの作成等

県及び市町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落のおそれが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努める。

※資料	1	地すべり防止区域指定箇所一覧表	(資料編 3-2)
	2	急傾斜地崩壊危険区域指定一覧表	(資料編 3-3)
	3	土砂災害警戒区域等指定一覧表	(資料編 3-4)
	4	土砂災害危険箇所総括表	(資料編 3-5)
	5	山地災害危険地区総括表	(資料編 3-6)
	6	愛媛県山地防災ヘルパー制度の概要	(資料編 18-5)
	7	愛媛県防災対策基本条例	(資料編 22-1)

第 1 2 章 孤立地区対策 【防災危機管理課】

平成 16 年の一連の台風災害や新潟県中越地震では、電気、電話、道路等のライフラインが寸断されたことで孤立地区が発生し、被害状況の把握や救援物資の輸送等の面で大きな課題を残した。

このため、市町が孤立するおそれのある地区に衛星携帯電話や臨時ヘリポート等を整備するほか、大規模災害時の情報伝達や物資輸送の手段を確保するなど、迅速な応急対策を可能にする体制を整備する。

防災条例第 27 条第 2 項、第 28 条第 5 項

2-12-1 県の活動

県は、災害時の孤立地区発生に備え、四国総合通信局等関係機関と連携し効果的な通信手段の研究を行うとともに、市町に対し次の措置を行う。

- (1) 情報収集手段の確保に関して必要な支援や助言
- (2) 物資輸送手段の確保に関して必要な支援や助言

2-12-2 市町の活動

市町は、災害時の孤立地区発生に備え、次の措置を行う。

- (1) 孤立が予想される地域の事前把握
- (2) 孤立の危険性に関する住民への周知
- (3) 外部との通信手段として、衛星携帯電話の配備や N T T 西日本による特設公衆電話の事前設置、通信設備等の非常用電源の確保
- (4) 臨時ヘリポートの整備等による孤立時における緊急救出手段の確保
- (5) 孤立地区集団に対する避難指示発令を検討
- (6) 孤立を想定した食糧等の備蓄

※資料 1 愛媛県防災対策基本条例

(資料編 22-1)

第13章 県民生活の確保対策

【防災危機管理課、環境政策課、循環型社会推進課、保健福祉課、医療対策課、健康増進課、業務衛生課、経営支援課、農産園芸課、県立病院課、日本赤十字社、一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県歯科医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会、公益社団法人愛媛県柔道整復師会、四国経済産業局、中国四国農政局愛媛県拠点】

県、市町等の各機関は、地震災害が発生した場合の県民の生活や安全を確保するため、あらかじめ市町等において避難計画を作成するほか、食料や生活必需品等の確保、医療救護・防疫体制等の確立などに努める。

また、市町は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくよう努める。

さらに、県、市町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

防災条例第28条

2-13-1 避難計画の作成

防災条例第28条

市町及び学校、病院、社会福祉施設、工場等防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難方法及び避難誘導責任者等を定めた避難計画を作成し、住民等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行う。

また、市町は、避難計画の作成に当たっては、避難情報等の確実な伝達手段の確保のほか、あらかじめ指定緊急避難場所、指定避難所、避難路を指定するとともに指定避難所に必要な設備、資機材の配備を図り、避難住民の健康状態の把握等のため、保健師等による巡回健康相談等を実施することを定めるとともに、避難指示のほか、避難行動要支援者等特に避難行動に時間を要する者に対して、避難の開始を求めるとともに、高齢者等以外の者に対しても、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令するとともに、関係住民への伝達も含めた避難支援体制の充実・強化を図る。

さらに、市町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

県は、市町に対し、避難情報の発令基準の策定を支援するなど、市町の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

また、県及び保健所は、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、平常時から市町の防災担当部局及び保健福祉担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市町は、住民の生命・身体の安全を確保するため、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫

した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要十分な数、規模の施設等をあらかじめ指定・整備し、市町地域防災計画に定めるとともに、避難所施設の管理者や自主防災組織等と避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報を共有する。

また、市町が県管理都市公園を指定緊急避難場所、指定避難所として指定する場合には、県との情報共有及び連携強化を図るとともに、指定した際には、県の地域防災計画にも併せて掲載する。

さらに、市町はこれらの指定緊急避難場所、指定避難所及びその周辺道路に日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、案内標識、誘導標識等を設置し、速やかに避難できるよう平素から関係地域住民に周知を図るよう努めるものとする。

なお、要配慮者に配慮し、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等にも配慮するほか、動物の同行避難が可能な避難所の設置も検討する。

加えて、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための避難所運営の留意点～対策ガイドライン～」(県作成)などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

(1) 指定緊急避難場所

災害から一時的、緊急的に避難する場所で、指定の基準は、概ね次のとおりである。

なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

ア 災害時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものであること。

イ 地震に対して安全な構造を有する施設又は周辺に地震が発生した場合において人の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある物が無い場所であること。

ウ 要避難地区のすべての住民(昼間人口も考慮する。)を受け入れられるよう配置すること。なお、避難場所の必要面積は、避難者1名につき0.5㎡以上を目安とする。

エ 地区分けをする場合は、町内会、自治会等の単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避けること。

(2) 指定避難所

避難者等を必要な期間滞在させるための施設で、指定の基準は、概ね次のとおりである。

なお、市町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

また、市町は、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営について役割分担等を定めるよう努める。

市町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困

難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

また、市町は、福祉避難所について、受入れを想定していない難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。さらに、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

ア 避難者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。なお、避難者の必要面積は、1名につき2㎡以上を目安とし、感染予防や良好な避難所生活に必要な面積の確保に努めること。

イ 速やかに避難者等を受け入れ、生活必需品を配布することが可能な構造又は施設を有すること。

ウ 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

エ 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。

オ なるべく被災地に近く、かつ集団的に避難者等を受け入れできること。

2 避難路の指定

市町は、指定緊急避難場所の指定に併せ、市街地の状況等に応じて次の基準により避難路を選定・整備する。

なお、沿岸地域や河川周辺等による危険が予想される地域については、浸水等を考慮して避難路の選定・整備を図る。

また、外国人、旅行者等に対しても、標識板の設置等によりこれらの周知に努める。

- (1) 避難路は、緊急車両の通行等を考慮し、必要な幅員を有するものとする。
- (2) 避難路は、相互に交差しないものとする。
- (3) 避難路には、火災、爆発等の危険の大きい工場等がないよう配慮する。
- (4) 避難路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。
- (5) 避難路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。

3 住民等への周知のための措置

市町は、住民等の円滑な避難のための立退きに資するよう、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違ふこと、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があること等について日頃から住民等への周知徹底に努める。

さらに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

なお、県では、災害情報システムと連携したスマートフォン向け避難支援アプリ「ひめシェルター」により、災害時の円滑な避難を支援する。

4 指定避難所の設備及び資機材の配備

市町は、要配慮者及び被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点や子供にも配慮のうえ、必要な次の設備及び資機材をあらかじめ指定避難所に配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておく。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める とともに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等に努める。

- (1) 衛星携帯電話・無線LAN、NTT西日本事前設置の特設公衆電話等の通信機材・設備
- (2) 放送設備
- (3) 照明設備（非常用発電機を含む。）
- (4) テレビ、ラジオ等の災害情報の入手機器
- (5) 炊き出しに必要な機材及び燃料
- (6) 給水用機材
- (7) 救護施設及び医療資機材
- (8) 物資の集積所
- (9) 仮設の小屋又はテント
- (10) 携帯トイレ、仮設トイレ又はマンホールトイレ
- (11) 防疫用資機材
- (12) 清掃用資機材
- (13) 工具類
- (14) 非常電源
- (15) 日用品
- (16) 備蓄食料及び飲料水
- (17) その他粉ミルクや紙おむつ、生理用品、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等

5 市町等の避難計画

(1) 市町の避難計画

市町の避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織の育成等を通じて平素から避難体制の確立を図る。

ア 避難指示の伝達方法

イ 指定緊急避難場所、指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ 指定緊急避難場所、指定避難所への経路及び誘導方法

エ 指定避難所開設に伴う避難者救援措置に関する事項

- (ア) 給水措置
- (イ) 給食措置
- (ウ) 毛布、寝具等の支給
- (エ) 衣料、日用必需品の支給
- (オ) 負傷者に対する応急救護

オ 指定避難所の管理に関する事項

- (ア) 避難収容中の秩序保持
- (イ) 避難民に対する災害情報の伝達
- (ウ) 避難民に対する応急対策実施状況の周知徹底

防災条例第28条第2項

- (エ) 避難民に対する相談業務
- カ 災害時における広報
 - (ア) 広報車による周知
 - (イ) 避難誘導員による現地広報
 - (ウ) 住民組織を通じた広報
- キ 夜間及び休日、荒天時等あらゆる条件下における避難誘導體制の整備
- (2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項
 - 学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練の実施などにより避難対策を整える。
 - ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難場所、経路、時期及び誘導、並びにその指示伝達の方法等のほか、児童生徒等の保護者への引渡しに関するルール及び地域住民の避難場所、避難所となる場合の受入方法をあらかじめ定める。
 - イ 学校及び教育行政機関においては、義務教育及び高等学校等の児童生徒等を集団的に避難させる場合に備えて、避難場所の選定、収容施設の確保、並びに保健、衛生及び給食等の実施方法について定める。
 - ウ 病院等においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合に備え、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。
 - エ 愛媛県津波浸水想定で水深30cm以上の浸水が想定される区域（字、町丁目）において、南海トラフ地震特別措置法施行令第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、津波からの円滑な避難の確保に関する事項及び時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項等を定めた「南海トラフ地震防災対策計画」を作成する。

6 避難所運営マニュアルの策定

市町は、指定避難所における必要な情報の入手や、暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケアなど長期にわたる避難所運営を円滑に行うため、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮し、マニュアルを策定する。

また、円滑な避難所運営体制の構築を図るため、住民も参画して感染症対策等も踏まえた実行性の高い避難所ごとの運営マニュアルの策定に取り組むとともに、良好な生活環境の確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

なお、動物同行避難が可能な指定避難所については、指定避難所における動物飼養に関する事項についてもマニュアルに定めるよう努める。

2-13-2 食料及び生活必需品等の確保

防災条例第29条

県、市町等の各機関は、地震災害が発生した場合の県民の生活や安全を確保するため、平素から、食料、生活必需品、医薬品等の備蓄に努めるとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄状況の確認及び関係者間での情報共有を行う。また、民間企業や民間団体との協定の締結等により流通備蓄を推進するとともに、それらの緊急物資を各指定避難所に確実に届けるための物資供給体制の整備を図る。

なお、備蓄を行うに当たって、大規模な地震災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄

又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

輸送に関し、県、市町は、災害時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、空港等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するとともに、県が開設する広域物資輸送拠点（物資拠点）、市町が開設する地域内輸送拠点（物資集積場所）を経て、各指定避難所に緊急物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るほか、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。

物資の調達・供給活動に関し、避難者の生活の維持のため必要な生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するように努める。

1 四国経済産業局

- (1) 緊急に必要な生活必需品の調達先に関する情報提供
- (2) 生活必需品の緊急輸送に係る防災関係機関等との調整及び情報提供

2 中国四国農政局

応急用食料・物資の供給が行えるように各関係機関との連絡体制を構築する。

3 県の活動

- (1) 大規模災害発生時、市町が行う避難者援護等を支援するための緊急援護物資の備蓄
- (2) 県内における緊急に必要な食料及び生活必需品（以下「緊急物資」という。）の調達可能量の定期的な調査
- (3) 県内における緊急物資調達計画の策定
- (4) 大量調達が可能な小売業者等との災害時応援協定の締結の促進
- (5) 他の都道府県との緊急物資調達に関する相互応援協定の締結
- (6) 流通在庫がなく確保が困難な物資の備蓄の推進
- (7) 市町が行う緊急物資備蓄の推進
- (8) 緊急物資の集積所の選定及び運営管理等の検討
- (9) 県民が行う家庭内備蓄等の促進
- (10) 緊急援護物資の輸送手段の確保
- (11) 緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施及び物資の輸送拠点としての運送事業者等の施設の活用を図るための体制を整備
- (12) 被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも避難者に物資を確実に迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制を整備
- (13) 県は、多種・多様な企業・団体との災害時応援協定の締結の促進に努める。

4 市町の活動

- (1) 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の備蓄
- (2) 孤立が想定される地区における備蓄の推進
- (3) 市町内における緊急物資流通在庫調査の実施
- (4) 市町内における緊急物資調達及び配分計画の策定
- (5) 流通在庫がなく確保が困難な物資の備蓄の推進

- (6) 大量調達可能な小売業者等との災害時応援協定の締結促進
- (7) 緊急物資の集積所の選定及び運営管理等の検討
- (8) 家庭内備蓄等の促進
- (9) 給食計画の策定

5 県民の活動

- (1) 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄
- (2) (1)のうち、3日分程度の非常食料を含む非常持出品の準備
- (3) 自動車へのこまめな満タン給油
- (4) 自主防災組織等による助け合い活動の推進
- (5) 緊急物資の共同備蓄の推進

2-13-3 飲料水等の確保

1 県の活動

- (1) 民間企業との協定の締結等により、飲料水の確保に努める。
- (2) 県民及び市町が実施する水の確保対策の啓発を行う。

2 市町の活動

- (1) 飲料水の備蓄を行うほか、給水設備の復旧資材の備蓄を行う。
- (2) 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。
- (3) 給水タンク、トラック等応急給水資機材を整備するとともに、貯水槽を設置する。
- (4) 住民及び自主防災組織等に対し、貯水や応急給水について啓発・指導を行う。
- (5) 水道工事業者等との協力体制を確立する。

3 県民及び自主防災組織の活動

- (1) 県民（家庭）における貯水
 - ア 貯水量は、1人1日3ℓを基準とし、世帯人数の7日分を目標とする。（うち3日分程度を非常持出用として準備）
 - イ 貯水には、水道水等衛生的な水を用いる。
 - ウ 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。
- (2) 自主防災組織を中心とする飲料水の確保
 - ア 応急給水を円滑に実施するために、給水班を編成する。
 - イ 災害時に利用が予定される井戸、泉、河川、貯水槽等の水は、水質検査を実施して、市町の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。
 - ウ 応急給水に必要なとされるポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸カルシウム等の資機材を整備する。

2-13-4 物資供給体制の整備

災害が発生した場合に各指定避難所に確実に緊急物資を届けるため、平常時から緊急物資の供給体制の整備について次の措置を行う。

特に地域内輸送拠点（物資集積場所）から指定避難所等に至る輸送（ラストワンマイル）について、県及び市町は、物流事業者、自衛隊などの国の機関等様々な機関と連携して行う必要がある。

1 県の活動

- (1) 広域物資輸送拠点（物資拠点）の選定、点検及び運営管理方法等の検討
- (2) 市町の物資集積場所までの緊急物資の輸送手段の確保
- (3) 緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施及び物資拠点としての運送事業者等の施設の活用を図るための体制整備
- (4) 県内の被災状況等に応じた、県外の物資拠点の活用を図るための体制整備
- (5) 被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合等においても被災者に物資を確実に届けるための、物資に関する情報収集・要請・調達・輸送体制の整備（物資供給マニュアルの作成や情報共有方法を検討し、物資供給体制の強化に努める。）
- (6) 物資供給に係る訓練及び研修等の実施
- (7) 緊急通行車両等への優先的な燃料供給体制の整備
- (8) 公用車及び輸送協定等を締結した民間事業者等の車両に対する緊急通行車両の事前届出制度の積極的な活用の推進

2 市町の活動

- (1) 地域内輸送拠点（物資集積場所）の選定、点検及び運営管理方法等の検討
- (2) 指定避難所までの緊急物資の輸送手段の確保
- (3) 被災者に物資を確実に届けるための、物資に関する情報収集・要請・調達・輸送体制の整備
- (4) 緊急通行車両等への優先的な燃料供給体制の整備
- (5) 公用車及び輸送協定等を締結した民間事業者等の車両に対する、緊急通行車両の事前届出制度の積極的な活用の推進

2-13-5 医療救護体制の確保

防災条例第 32 条

地震災害は複合的、広域的災害であり、医療機関の機能低下や交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力のもと早期に広域的医療活動を実施し、傷病者の救護を行う。

1 実施方針

- (1) 被災者に対する医療救護は、原則として市町が行う。被災地の市町だけでは対応が困難な場合は、隣接市町、県、国その他の関係機関の応援を得て行う。
- (2) 県は、市町を応援・補完する立場から、市町から要請があった場合、又は医療救護の必要があると認めた場合に、救護班や災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣し医療救護を実施する。
- (3) 災害の発生に伴い、県民の生命と健康の安全を脅かす事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、県は、市町の被害状況及び救急・救助活動状況等の情報を収集・把握し、健康被害の発生予防、拡大防止、治療等の広域的救護活動を迅速に実施するため、健康危機管理体制を確保し、県内外の関係機関との総合的な調整を行う。
- (4) 県及び市町は、地震被害想定調査における死傷者数等を勘案しながら自然災害や大規模事故の発生に備え策定した医療救護活動要領に基づき、救護所の設置、救護班の編成、災害派遣医療チーム（DMAT）の編成、救護病院等の患者受入れ、医薬品・医療資機材等の確保等に係る諸体制の充実を図る。

- (5) 医療救護活動の実施に当たっては、被災者のメンタルヘルスに配慮する。
- (6) 県は、災害時小児周産期リエゾンの養成に努め、災害時小児周産期リエゾンは、災害医療コーディネータと連携し、小児・周産期に係る医療救護活動の助言及び調整の支援を行う。

2 災害医療コーディネータの設置

- (1) 県は、被災地で必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう、行政や関係機関と連携し、指定避難所等における医療ニーズや医療機関の被災状況、患者受入れ状況等の情報収集、分析及び伝達と、それを踏まえた各種調整及び要請等を行う災害医療コーディネータを以下のとおり設置する。
- ア 愛媛県全体の医療救護活動を統括するコーディネータとして、災害対策本部内に統括コーディネータを置く。
- イ 各二次医療圏内の医療救護活動を調整するコーディネータとして、災害基幹拠点病院及び災害拠点病院に災害拠点病院コーディネータを置く。
- ウ 市町内の医療救護活動を調整するコーディネータとして、公立病院コーディネータを置く。
- (2) 災害医療コーディネータは、災害時に以下の業務を行う。
- ア 医療救護班の受入れ・派遣調整
- イ 医療機関間の患者受入れ・搬送調整
- ウ 医療機関の医療活動支援に係る調整
- エ 医薬品等の調達・供給調整等
- (3) 県及び災害医療コーディネータは、関係機関と緊密に連携し、平常時から、県単位、地域単位でのネットワーク構築に努めるとともに、災害時の被災地内における医療ニーズの収集・把握方法や救護班の受入れ・派遣方針等についてあらかじめ検討を行う。

〔災害医療コーディネータの設置一覧〕

区 分	二次医療圏等	病院区分	設 置 病 院 名
統括 コーディネータ	全 県	災害基幹 拠点病院	県立中央病院
災害拠点病院 コーディネータ	宇 摩	災害（基 幹）拠点 病院	公立学校共済組合四国中央病院
	新居浜・西条		県立新居浜病院
	今 治		県立今治病院
	松 山		県立中央病院、松山赤十字病院、 愛媛大学医学部附属病院
	八幡浜・大洲		市立八幡浜総合病院
	宇 和 島		市立宇和島病院
公立病院 コーディネータ	新居浜・西条	公立病院	西条市立周桑病院
	松 山		久万高原町立病院
	八幡浜・大洲		市立大洲病院、市立西予市民病院
	宇 和 島		鬼北町立北宇和病院 県立南宇和病院

3 初期医療体制

- (1) 市町地域防災計画への記載事項等
- 市町は、地震発生後の電話や道路交通等の混雑・不通により、緊急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、市町地域防災

計画に次の事項を記載するとともに、災害医療コーディネータ、県及び関係機関と連携し、災害時の被災地内の医療ニーズの収集・把握方法や救護班の受入れ・派遣方針等について、あらかじめ検討を行い、初期医療体制を確立する。

- ア 救護所の設置箇所を定め、住民に周知を図る。
- イ 救護所等に医療救護用の資機材を備蓄する。
- ウ 管内の医療機関の協力により、救護班を編成する。
- エ 救護班の派遣要請の方法、重症者の搬出方法等を定める。
- オ 応急手当等の家庭看護の普及を図り、自主防災組織等による自主救護体制の整備に努める。

(2) 救護班の種類及び編成

県は、災害時に速やかに救護班を派遣する体制を整備するため、あらかじめ救護班の種類及び編成を定めるとともに、既に締結している協定に基づき、県医師会等の協力を得ながら医療救護活動を行う。

ア 救護班の種類

- (ア) 県立病院の職員による救護班
- (イ) 日本赤十字社愛媛県支部所属職員による救護班
- (ウ) 愛媛県医師会会員による救護班
- (エ) 愛媛県歯科医師会会員による救護班
- (オ) 愛媛大学医学部附属病院、四国がんセンター、愛媛病院及び愛媛労災病院（以下「旧国立医療機関」という。）の職員による救護班
- (カ) 公的医療機関の職員による救護班

イ 救護班の編成

救護班の編成単位は、概ね医師1～2名、保健師、看護師4～5名、事務職員（自動車運転手を含む。）1～2名とする。ただし、愛媛県歯科医師会会員による救護班にあつては、概ね歯科医師1名、歯科衛生士又は歯科技工士1名、事務職員1名とする。

なお、災害及び救護業務の状況に応じて人員を増減し、また、薬剤師、助産師等の必要な技術要員を加えることができるほか、救護班の編成主体が別に定めることができる。

また、それぞれの救護班は、あらかじめ救護に必要な医薬品、衛生材料を整備し、召集連絡方法を定めておく。

4 後方医療機関

(1) 救護病院等

ア 県は、救護所等に配置された救護班の医療で対処できない重症者及び中等症者を受け入れるため、救護病院又は救護診療所（以下「救護病院等」という。）を選定する。なお、救護病院として全ての病院を選定し、救護診療所は、旧町村の区域で病院がなくかつ公立の診療所がある場合に1箇所程度選定する。

イ 県は、救護病院等の収容可能患者数をあらかじめ把握する。

ウ 救護病院等は、災害が発生した際に速やかに救護班を派遣できる体制を整備する。

エ 救護病院等は、入院患者の移送及び通院患者への適切な対応を含めた災害対策マニュアル及び業務継続計画の作成に努めるとともに、職員に周知徹底を図るほか、防災訓練の実施や参加により実効性の向上に努める。

オ 救護病院等は、建物の耐震性の確保に配慮するとともに、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、貯水槽等の整備を図り、停電時、断水時でも対応できるように努める。また、災害による交通・通信の遮断を想定し、他地域からの支援

が得られるまでの間の救護活動に必要な医薬品、診療材料、医療機器等の備蓄に努める。

カ 救護病院等のうち災害医療コーディネータの設置病院は、衛星電話等の通信手段の確保をはじめ、災害医療コーディネータが行う地域内の医療救護の調整・実施に必要な機能や体制の充実に努める。

(2) 災害（基幹）拠点病院

ア 県は、災害時における広域的な地域医療の拠点として、救護病院の中から災害拠点病院を二次医療圏ごとに原則1箇所（松山圏域にあっては2箇所）指定する。災害拠点病院は、災害に耐えられる機能や構造を有し、救護所等から搬送された入院治療を要する傷病者を受け入れるとともに、救護班の派遣や地域の医療機関へ応急用資器材等の貸出しを行う機能を有するものとする。

イ 県は、災害基幹拠点病院を県内に1箇所指定する。災害基幹拠点病院は、災害拠点病院としての機能を強化し、災害医療に関して中心的な役割を担うとともに、訓練・研修機能を有するものとする。そのため、県及び統括コーディネータと一体となり、災害拠点病院と連携し、県全体の医療救護の調整を行い、実施するものとする。

ウ 災害（基幹）拠点病院は、災害医療コーディネータが行う圏域内の医療救護の調整・実施に必要な機能や体制の充実に努める。

エ 災害（基幹）拠点病院は、災害発生時における多数の患者の発生に対応するため、入院患者については通常時の2倍、外来患者については通常時の5倍程度の受入れが可能なスペースの確保と簡易ベッド等の整備に努める。

オ 災害（基幹）拠点病院は、災害発生直後に必要な救急用医薬品、衛生材料及び救護班が携行する医療機材、トリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）・タグ等の整備に努め、災害時における救護班の編成及び傷病者の受入れが速やかに行えるよう医療要員の非常参集体制を構築する。

カ 災害（基幹）拠点病院は、平常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等の保有と、3日分程度の備蓄燃料の確保に努める。また、平常時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証する。

キ 災害（基幹）拠点病院は、少なくとも3日分の容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な地下水利用のための設備の整備（井戸設備を含む。）、優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水の確保に努める。

ク 災害（基幹）拠点病院は、衛星電話の保有等、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備するとともに、複数の通信手段の保有に努める。

ケ 災害（基幹）拠点病院は、3日分程度の食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

コ 県は、災害（基幹）拠点病院について、耐震強化を図るとともに、衛星電話、備蓄倉庫、自家発電装置、受水槽、ヘリポート等の施設や設備の整備を推進する。

区分	二次医療圏等	病院名
災害基幹 拠点病院	全 県	県立中央病院
災害拠点	宇 摩	公立学校共済組合四国中央病院

病院	新居浜・西条	県立新居浜病院
	今 治	県立今治病院
	松 山	松山赤十字病院、愛媛大学医学部附属病院
	八幡浜・大洲	市立八幡浜総合病院
	宇 和 島	市立宇和島病院

(3) 三次救急医療施設

ア 三次救急医療施設は、重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能を災害時においても確保するため、施設の耐震性及びライフライン維持機能の強化を図り、医薬品等医療資機材の備蓄に努める。

イ 災害時に多発する多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の重篤救急患者に対する診療機能の充実を図る。

区 分	病 院 名
三次救急 医療施設	東予救命救急センター（県立新居浜病院）
	県立中央病院救命救急センター
	南予救命救急センター（市立宇和島病院）
	愛媛大学医学部附属病院

(4) 災害拠点精神科病院

ア 県は、災害時における広域的な精神科医療の拠点として、災害拠点精神科病院を県における精神科医療の提供体制の実態などを考慮し、必要な数を（少なくとも1箇所以上）指定する。災害拠点精神科病院は、災害に耐えうる機能・構造を有し、災害派遣医療チーム（DMAT）と協力して被災した精神科病院等から患者搬送し、精神疾患を有する患者を受け入れるとともに、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣機能を有するものとする。

イ 災害拠点精神科病院は、災害時においても、医療保護入院、措置入院等の精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神科医療を行うための診療機能を有し、災害時における精神医療に関して中心的な役割を担うとともに、訓練・研修機能を有するものとする。

ウ 災害拠点精神科病院は、DPAT統括者が行うDPATの派遣調整・実施に必要な機能や体制の充実に努める。

エ 災害拠点精神科病院は、災害時においても、精神疾患を有する患者の受入れや、一時的避難所としての機能を有すること。

オ 災害拠点精神科病院は、必要な医薬品、衛生材料及びDPATが携行する医療機材、トリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）・タグ等の整備に努め、災害時におけるDPATの編成及び精神疾患を有する患者の受入れが速やかに行えるよう医療要員の非常参集体制を構築する。

カ 災害拠点精神科病院は、自家発電機等の保有と、3日分程度の備蓄燃料の確保に努める。また、平常時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証する。

キ 災害拠点精神科病院は、適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水の確保に努める。

ク 災害拠点精神科病院は、衛星電話の保有等、衛星回線インター

ネットが利用できる環境を整備するとともに、複数の通信手段の保有に努める。

ケ 災害拠点精神科病院は、3日分程度の食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

コ 県は、災害拠点精神科病院について、浸水防止対策など風水害に対する施設の耐性強化を図るとともに、衛星電話、備蓄倉庫、自家発電装置、受水槽、等の施設や設備の整備を推進する。

区分	二次医療圏等	病院名
災害拠点精神科病院	全 県	松山記念病院

5 広域的救護活動の調整

- (1) 県は災害医療コーディネータとともに、市町の行う医療救護活動の総合調整と市町だけでは対応が困難な場合の応援・補完を行うため、広域的な救護班や災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣、医薬品、医療機材の搬送、重症・重篤患者の受け入れを調整し、医師等の医療関係者の不足及び医薬品、医療機材の不足に対処する。
- (2) 県は、自ら十分な医療活動が実施できない場合は、他県や国に対し、救護班や災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣及び傷病者の受け入れを要請するとともに、他県等からの派遣の受け入れ等を調整する。
- (3) 保健所は災害医療コーディネータとともに、被災地域において、医療救護活動に必要な情報を収集・提供し、県、市町、関係団体等との連携を図りながら、被災者に対する健康管理、防疫活動等の総合的な調整を行う。
- (4) 県は、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下する等必要と認められる場合は、国に対し災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請するとともに、受け入れ、派遣を調整する。

6 広域医療搬送

県は、被災地域内で対応困難な重症患者を被災地域外に搬送し、緊急の治療を行う広域医療搬送を実施するため、広域医療搬送拠点や航空搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：SCU）を松山空港に設置する。なお、広域医療搬送の円滑かつ迅速な実施に向け、国や関係機関と連携し、運営方針、協力・連携機関等に係る計画をあらかじめ定める。

7 災害情報の収集・連絡体制の整備

県及び市町は、医療機関の被害状況や医療機関における収容負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、消防、医療機関等をネットワーク化した愛媛県広域災害・救急医療情報システム（えひめ医療情報ネット）の活用を図るなど情報通信手段の充実・強化に努める。

8 難病患者等の状況把握

県及び市町は、平常時の保健医療活動を通じて、難病患者、精神疾患等の慢性疾患患者、人工呼吸器や人工透析等の在宅医療を受けている患者の状況と医療を提供できる機関に関する情報の把握に努める。

9 医薬品、医療資機材等の確保体制の整備

- (1) 県は、緊急援護物資備蓄の一環として、医薬品等を保健所に分散

備蓄するほか、救護班及び後方医療機関が行う救護医療活動のために必要な医薬品等の必要物資の確保に関して、関係機関と連携のうえ、流通在庫の調達に努める。

- (2) 市町は、避難生活に必要な医薬品等の備蓄に努める。

10 災害医療に関する普及啓発、研修、訓練の実施

- (1) 県及び市町は、一般住民に対する緊急蘇生法などの家庭看護、トリアージの意義やメンタルヘルスなどの災害時における医療救護、献血者登録等に関する普及啓発に努めるとともに、医療及び行政関係者に対する災害医療に関する研修・訓練の実施・参加を推進する。
- (2) 災害（基幹）拠点病院は、地域の医療機関等と連携し、定期的な訓練の実施に努める。

11 県民及び自主防災組織が実施すべき事項

県民及び自主防災組織は、医療救護を受けるまでの応急手当の技術の習得、軽度の傷病に対応できる医薬品等の備蓄に努める。

県民は、献血者登録に協力する。

2-13-6 防疫・衛生活動の確保

地震災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため防疫体制を確立するほか、食品の衛生監視に係る総合的な体制を整備する。

また、複数の自治体にまたがる食中毒の集団発生時における広域情報緊急処理体制を構築する。

1 県が実施すべき事項

- (1) 防疫の実施について、国及び他の都道府県と協議する。
- (2) 詳細な感染症対応マニュアルを作成する。
- (3) 予防教育や広報活動により、食品衛生及び感染症予防に関する普及啓発を図る。
- (4) 食品衛生・消毒方法等を指導する。

2 市町が実施すべき事項

- (1) 災害発生時に直ちに防疫活動が実施できる体制を整備する。
- (2) 防疫実施計画を作成する。
- (3) 防疫用薬品の調達計画を作成する。
- (4) 住民が行う防疫活動及び保健活動について普及啓発を図る。

2-13-7 保健衛生活動体制の整備

地震災害の発生に伴う被災者の健康保持のために必要な保健衛生活動を行うための体制を迅速に整備する。

1 情報収集体制の整備

県及び市町は、地震災害時の保健衛生活動に必要な情報の迅速かつ正確な収集・連絡等を行うための体制整備に努める。

2 保健衛生活動に関する体制整備

県及び市町は、地震発災後迅速に保健師等による保健衛生活動が行えるよう体制を整備する。また、必要に応じ、保健師、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の派遣・受入れが可能となる体制の整

備、災害時保健衛生活動マニュアルの整備、研修、訓練の実施等体制整備に努める。

2-13-8 し尿処理体制の確保

1 県が実施すべき事項

- (1) 緊急援護物資備蓄の一環として、ポータブルトイレ及びトイレ用品を備蓄する。
- (2) 民間事業者と締結した協定に基づき災害時の仮設トイレの確保を行う。
- (3) 公益社団法人愛媛県浄化槽協会と締結した協定に基づき、浄化槽の緊急点検及び応急復旧等を行う。

2 市町が実施すべき事項

- (1) 被害想定に基づき発生するし尿の応急処理体制を確保する。
- (2) し尿処理施設の選定及び仮設トイレ等の資機材を備蓄する。

3 県民が実施すべき事項

- (1) し尿の自家処理に必要な器具等を準備する。
- (2) 自主防災組織の清掃班を中心として、資機材の点検を行い、必要に応じ仮設トイレ等の設置場所を選定する。

2-13-9 ごみ処理体制の確保

1 県が実施すべき事項

「愛媛県災害廃棄物処理計画」に基づき市町に対し、ごみ処理体制の確保を要請する。

2 市町が実施すべき事項

- (1) 被害想定に基づき発生する廃棄物の応急処理計画を定める。
- (2) 住民及び自主防災組織に対し、廃棄物の応急処理方法や廃棄物を処理する上での役割分担を明示し、協力を求める。
- (3) ごみの臨時収集場所の選定及び清掃のための資材について準備する。

3 県民が実施すべき事項

- (1) ごみの自家処理に必要な器具等を準備する。
- (2) 自主防災組織の清掃班が中心となり、地域ごとに住民が搬出するごみ置場を選定するとともに、ごみ処理資材の準備をする。

2-13-10 災害廃棄物処理体制の整備

1 県が実施すべき事項

- (1) 「愛媛県災害廃棄物処理計画」により、市町に対し、災害廃棄物の処理方針を周知する。
- (2) 一般社団法人えひめ産業資源循環協会と締結した協定に基づき、適正に災害廃棄物を処理する。
- (3) 廃棄物関係民間事業者に関する情報のデータベース化を図る。

2 市町が実施すべき事項

市町は、あらかじめ市町災害廃棄物処理計画を策定し、災害時に発生する災害廃棄物の処理体制の整備及び仮置場の確保に努めるものとし、

県はその整備に協力する。

※資料	1	緊急援護物資	(資料編 10-1)
	2	緊急援護物資管理及び輸送体制	(資料編 10-2)
	3	市町備蓄物資一覧表	(資料編 10-3)
	4	米穀の調達に関する協定書	(資料編 10-5)
	5	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	(資料編 10-6)
	6	災害時における自動車の燃料等の調達及び帰宅困難者等の支援に関する協定	(資料編 10-7)
	7	災害時における生活必需物資の調達に関する協定	(資料編 10-8, 9)
	8	災害時における救援物資提供に関する協定書	(資料編 10-16)
	9	災害時における物資の調達に関する協定	(資料編 10-14, 21)
	10	災害時における物資供給及び店舗の営業継続又は早期再開に関する協定	(資料編 10-22)
	11	災害時における物資の供給及び被災者等への支援に関する協定	(資料編 10-23)
	12	災害時における物資の保管等に関する協定	(資料編 11-29)
	13	危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定	(資料編 17-4)
	14	中国・四国地方の災害発生時の広域支援に関する協定	(資料編 17-7)
	15	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	(資料編 17-10)
	16	救護班の編成と収容施設一覧表	(資料編 7-1)
	17	災害時の医療救護に関する協定(愛媛県医師会)	(資料編 7-2)
	18	災害時の医療救護に関する協定(愛媛県看護協会)	(資料編 7-3)
	19	災害時の医療救護に関する協定(愛媛県歯科医師会)	(資料編 7-4)
	20	災害時の医療救護に関する協定(愛媛県薬剤師会)	(資料編 7-5)
	21	災害時に必要な医薬品等の調達に関する協定	(資料編 7-6)
	22	災害時の柔道整復師支援活動に関する協定(愛媛県柔道整復師会)	(資料編 7-7)
	23	日本赤十字社愛媛県支部救護班の編成と資器材保有状況	(資料編 7-8)
	24	災害時における被災者支援に関する協定(愛媛県薬事振興会)	(資料編 7-9)
	25	災害時における医療ガス等の供給に関する協定	(資料編 7-10)
	26	災害時のリハビリテーション支援活動に関する協定	(資料編 7-14)
	27	災害時における医療機器等の供給に関する協定(愛媛県医療機器販売業協会)	(資料編 7-15)
	28	災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定	(資料編 9-7)
	29	愛媛県災害廃棄物処理計画概要版	(資料編 9-8)
	30	市町災害廃棄物処理計画策定ガイドライン	(資料編 9-9)
	31	災害時における仮設トイレの供給に関する協定	(資料編 9-10)
	32	災害時における浄化槽の点検・復旧等に関する協力協定	(資料編 9-11)

第14章 要配慮者の支援対策

【防災危機管理課、観光国際課、保健福祉課、健康増進課、子育て支援課、障がい福祉課、長寿介護課、特別支援教育課】

県、市町及び社会福祉施設等管理者は、外国人（旅行者含む）も含めた要配慮者の安全を確保するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア等、国際交流協会等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有や情報伝達体制を整備するとともに、防災担当部局と福祉担当部局等が連携して、避難行動要支援者の個別避難計画の作成など避難誘導體制の整備、適切な避難行動に関する理解の促進、避難訓練の実施に努める。

また、市町は、計画等の策定に当たっては、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女、国籍等のニーズの違い等に配慮する。

防災条例第28条第6項

2-14-1 県の活動

- (1) 県は、市町及び社会福祉施設等管理者と連携して、施設利用者の受入れや介護職員等の派遣体制の整備など、広域的な観点に基づいた要配慮者の支援対策を行うとともに、外国人向けの防災対策を促進するため、県内及び県外の自治体や国際交流協会等と連携・協力し、災害時の多言語対応支援等を行う災害多言語支援センターの設置など、市町に対する支援体制の構築に努めるほか、外国人が、より正確な情報を円滑に入手できるよう、外国人旅行者向けプッシュ型情報発信アプリ「Safety tips」や愛媛県避難支援アプリ「ひめシェルター」等の普及に努める。
- (2) 県は、市町が設置する福祉避難所の運営訓練や物資配備等に必要な支援に努める。
- (3) 県は、避難所等における要配慮者支援のため、愛媛県災害リハビリテーション連絡協議会等関係団体と連携し、災害時要配慮者支援チームの編成及び充実に努める。

2-14-2 市町の活動

- (1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等
 - ア 市町は、市町地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。
 - イ 市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。
 - ウ 市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職（介護支援専門員、相談支援専門員等）、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新する

とともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

(2) 避難体制の確立

ア 市町は、避難支援等に携わる関係者として市町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

イ 市町は、市町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

ウ 市町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

エ 市町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

オ 市町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

カ 指定避難所や避難路の指定に当たっては、地域の特性を踏まえるとともに、要配慮者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病患者、妊産婦及び乳幼児、病弱者等避難生活に特別の配慮のための福祉避難所の設置を進めるほか、言語、生活習慣、防災意識等の異なる外国人への対策を講じるなど、要配慮者の利便性や安全性にも十分配慮する。

(3) 防災教育・訓練の充実

要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

2-14-3 社会福祉施設等管理者の活動

(1) 組織体制の整備

社会福祉施設等管理者は、災害の発生に備え、あらかじめ施設内の防災体制の整備、動員計画や緊急連絡体制等の確立に努める。

また、同管理者は、市町や他の類似施設、地域の自主防災組織等

と連携を図りながら災害時の協力体制づくりに努める。

(2) 緊急連絡体制の整備

市町の協力を得て、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

(3) 防災教育・訓練の充実

市町の協力を得て、災害時において施設利用者等が適切な行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。

(4) 物資等の備蓄

災害時に施設利用者等の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。

(5) 具体的計画の作成

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第15章 広域的な応援体制の整備

【防災危機管理課、消防防災安全課、技術企画室、道路維持課、県警本部】

防災条例第30条

県、市町及びその他関係機関は、大規模災害が発生した場合に、円滑な広域応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援及び広域一時滞在に関する協定を締結するとともに、実効性の確保に留意して具体的な応援活動を実施できる体制の整備を進める。

県及び市町は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。

協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

また、県、市町は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

2-15-1 全県的な消防相互応援体制の整備

県内の全市町長及び消防機関の長が締結している「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」の具体的な運用については、「愛媛県消防広域相互応援計画」の定めるところによる。

2-15-2 全県的な防災相互応援体制の整備

知事、県内の全市町長及び消防機関の長が締結している「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」の具体的な運用については、「愛媛県消防広域相互応援計画」の定めるところによる。

県と市町が締結している協定等は、次のとおりである。

- (1) 災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定
- (2) 災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定に基づく運用マニュアル

2-15-3 他県との広域的な応援体制の整備

県は、四国、中四国及び全都道府県の各知事とあらかじめ大規模災害時の広域応援に関する協定を締結するとともに具体的な応援・受援計画を整備する。

なお、県が締結している広域応援協定等は次のとおりである。

- (1) 危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定
- (2) 危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定実施細目
- (3) 危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定に基づく支援・受援マニュアル
- (4) 愛媛県広域応援計画・受援計画
- (5) 中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定
- (6) 中国・四国地方の災害発生時の広域支援に関する協定に基づく支援・受援マニュアル
- (7) 関西広域連合と四国知事会との災害時の相互応援に関する協定
- (8) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定
- (9) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目
- (10) 全国知事会災害対策本部等設置要綱

(11) 原子力災害時の広域応援に関する協定

2-15-4 緊急消防援助隊の編成

県外への消防広域応援については、都道府県単位で設置した緊急消防援助隊を中心に応援隊を派遣するものとし、本県の緊急消防援助隊の部隊編成は、次のとおりとする。

なお、今後とも、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

- (1) 航空指揮支援隊
- (2) 県大隊指揮隊
- (3) 統合機動部隊指揮隊
- (4) N B C災害即応部隊指揮隊
- (5) 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊
- (6) 消火小隊
- (7) 救助小隊
- (8) 救急小隊
- (9) 後方支援小隊
- (10) 通信支援小隊
- (11) 特殊災害小隊
- (12) 特殊装備小隊
- (13) 水上小隊
- (14) 航空小隊
- (15) 航空後方支援小隊

2-15-5 警察災害派遣隊の編成

県警察は、大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、被災地又は被災が予想される地域において活動する警察災害派遣隊を次のとおり編成し、実践的な訓練、装備資機材の充実を通じて、広域的な応援体制の整備を図る。

- (1) 即応部隊
- (2) 一般部隊

2-15-6 広域防災拠点の整備

県は、大規模災害が発生した場合に、広域的な応援活動が円滑に実施されるように、防災関係機関が応急対策活動を行うための展開拠点となる施設及び他県から輸送される救援物資の中継拠点となる施設をあらかじめ広域防災拠点として選定するとともに、その整備に努める。

広域防災拠点は、次の事項に留意のうえ、東予、中予、南予それぞれの地域に分散して選定する。

- (1) 交通アクセスに優れていること
- (2) 被災が想定されない安全区域内にあること
- (3) 活動に必要な敷地や建物を有すること
- (4) 建物については、耐震性等安全な構造を有すること
- (5) 地方本部や市町、関係機関等との連携に優れていること
- (6) 一定期間の継続使用が可能であること
- (7) 他の防災関係の指定とできるだけ重複していないこと

なお、災害時に近隣県の物資拠点を相互に利用できるよう広域的な視野で検討を行う。

また、県は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付

けるとともに、道の駅の各施設管理者は、その機能強化に努める。

2-15-7 受援計画の策定・運用

県は、大規模災害が発生した場合に、自衛隊・消防・警察などの救助機関等や食料・飲料水・生活必需品等の物資を円滑に被災地や被災者へ届けるため、選定した広域防災拠点を中心として、支援受入の基本的な体制や手順等について定めた受援計画（「愛媛県広域防災活動要領」。以下「県計画」という。）を策定する。

市町は、県計画と連携した受援計画を策定することとし、県はこれを積極的に支援する。

なお、策定した県計画は、訓練等を通じて実効性を高めるとともに、防災を取り巻く状況及び知見の変化、自治体及び関係機関の防災体制の変更等に応じ、柔軟に見直しを行うほか、県は市町や関係機関等に対し、県計画と連携した受援計画の策定を働きかける。

県及び市町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、県及び市町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。

※資料	1	災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定	(資料編 17-1)
	2	災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定に基づく運用マニュアル	(資料編 17-2)
	3	危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定	(資料編 17-3)
	4	危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定実施細目	(資料編 17-4)
	5	危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定に基づく支援・受援マニュアル	(資料編 17-5)
	6	愛媛県広域応援計画・受援計画	(資料編 17-6)
	7	中国・四国地方の災害発生時の広域応援支援に関する協定	(資料編 17-7)
	8	中国・四国地方の災害発生時の広域応援に関する協定に基づく支援・受援マニュアル	(資料編 17-8)
	9	関西広域連合と四国知事会との災害時の相互応援に関する協定	(資料編 17-9)
	10	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	(資料編 17-10)
	11	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目	(資料編 17-11)
	12	全国知事会災害対策本部等設置要綱	(資料編 17-12)
	13	四国地方における災害時の応援に関する申し合わせ	(資料編 17-13)
	14	災害復旧技術専門家派遣制度	(資料編 17-14)
	15	災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定	(資料編 17-15)
	16	緊急消防援助隊受援計画	(資料編 17-16)
	17	緊急消防援助隊愛媛県隊応援等実施計画	(資料編 17-17)
	18	広域防災拠点	(資料編 17-21)
	19	愛媛県広域防災活動要領（概要）	(資料編 17-22)
	20	広域防災拠点用資機材一覧表	(資料編 17-23)
	21	愛媛県消防広域相互応援協定	(資料編 4-2)
	22	愛媛県消防広域相互応援計画	(資料編 4-3)
	23	愛媛県防災対策基本条例	(資料編 22-1)
	24	愛媛県消防団広域相互応援協定	(資料編 4-4)

第16章 情報通信システムの整備

【防災危機管理課、消防防災安全課、スマート行政推進課、デジタルシフト推進課、県警本部】

県、市町及びその他防災関係機関は、災害時における情報通信の重要性に鑑み、平常時から大規模地震災害の発生に備え、災害情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう、情報通信システムの高度化及び多重化を図るほか、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

特に、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、デジタル技術の活用に取り組むものとする。

また、大規模地震等の災害時において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮し、平素から他機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについて検討しておくとともに、愛媛県非常通信協議会との連携に努める。

2-16-1 情報収集・連絡体制の整備

県、市町及びその他防災関係機関は、大規模地震等の災害時において迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるよう、平素から情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努める。その際、夜間休日等の勤務時間外においても対応できるように配慮する。

1 県の役割

- (1) 機動的な情報収集活動を行うため、消防防災ヘリコプター及びヘリコプターテレビ電送システム、無人航空機や固定カメラ等の運用管理並びに県警ヘリコプターとの連携に努めるなど、各機関において多様な情報収集手段を活用できる体制の整備、画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。
また、四国地方整備局の光ファイバーネットへの接続により情報共有を図る。
- (2) 被災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員確保体制の整備に努める。
- (3) 地上の災害の影響を受けない衛星通信の利用を図るため、県と市町等を結ぶ衛星通信ネットワークの運用管理に努める。
- (4) 緊急時における総理大臣官邸、内閣府等、国との通信手段を確保するため、中央防災無線網に接続する通信回線の運用管理に努める。
- (5) 地震観測体制を強化するため設置している震度情報ネットワークシステムや、全国瞬時警報システム（J-ALERT）その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの運用管理に努める。
- (6) 被災市町から県への被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員を被災市町に派遣し情報収集する体制を確保し、その情報収集活動に必要な衛星携帯電話などの通信連絡手段の整備や情報収集要領の作成に努める。
- (7) 国〔内閣府等〕、公共機関及び地方公共団体と情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム（総合防災情報システム及びSIP4D（基盤的防災情報流通ネットワーク：Shared Information Platform for Disaster Management））に集約できるよう努める。

2 市町の役割

- (1) 防災行政無線をはじめ多様な通信手段の整備を図るとともに、その運用管理に努める。
- (2) 被災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員確保体制の整備に努める。
- (3) アマチュア無線の活用体制の整備に努める。
- (4) 孤立地区対策として、防災行政無線による連絡体制のほか、衛星携帯電話や臨時ヘリポートの整備に努める。
- (5) 被災者等への情報伝達手段として、公衆無線LAN環境や携帯電話による、要配慮者にも配慮した多様な通信手段の整備に努めるものとする。

3 防災関係機関の役割

- (1) 愛媛県非常通信協議会と連携し、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施するよう努める。
- (2) 被災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員確保体制の整備に努める。

- (3) 災害時に有効な衛星携帯電話等移動通信系の整備を図る。
- (4) NTTの災害時優先電話等の配備について確認するとともに、その取扱い、運用方法等の習熟に努める。
- (5) 電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

2-16-2 通信施設の整備

通信施設管理者は、防災上重要な通信施設、設備等については、次により点検、整備等を行い、災害応急対策の円滑な実施を確保する。

また、被災者等への情報伝達手段として、特に市町防災行政無線（戸別受信機も含む）の整備を図るとともに、携帯電話を含め、要配慮者にも配慮した多様な通信手段の整備に努める。

なお、通信施設の設置の際には、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備等の保守点検の実施や的確な操作の徹底を図るほか、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所へ設置する。

- (1) 通信施設（予備電源、非常用電源設備を含む。）を点検するとともに、動作状態を確認し必要な措置を講じる。
- (2) 充電式携帯無線については、完全充電を行うとともに、予備電池を確保するなど、適正な維持管理に努める。
- (3) 中継局には定期的に保守要員を派遣し、点検を行い、必要に応じて待機させる体制を整える。

2-16-3 防災情報システムの拡充整備

1 基本方針

大規模地震の発生に備え、防災対策上特に重要な役割を担う情報収集・連絡体制を確保するため、通信のデジタル化と相互接続により、地上無線回線、衛星回線、有線回線など多様な通信回線をシームレスで利用できる防災通信システムを構築するとともに、消防防災ヘリコプターテレビ電送システム、無人航空機や固定カメラ等による被災地映像や四国地方整備局からの映像情報の収集などにより、迅速かつ確かな応急対策活動が実施できるよう、防災情報システムの拡充整備に努める。

2 県の対応

県、市町、防災機関等を大容量の有線ブロードバンド及び無線回線で接続し、被災現場の映像や気象情報等を配信する通信システムの運用に努め、広域調整を踏まえた災害対応支援機能の整備を図る。

また、県及び市町等を衛星回線（地域衛星通信ネットワーク）で接続して代替の通信経路の確保に努めるほか、インターネット等を利用し、防災情報を必要に応じ県民に提供できるよう努める。衛星インターネットの導入によるインターネットへの接続回線の多ルート化や、県災害情報システムの導入による情報共有機能の強化に努める。

さらに、インターネット等を利用し、防災情報を必要に応じ県民に提供できるよう努める。

3 市町の対応

防災関係機関との防災情報の共有化を推進する。

4 県民の対応

防災関係機関からの防災情報について、情報収集手段の確保に努める。

2-16-4 航空消防防災システムの整備

1 消防防災ヘリコプターの活用

消防防災ヘリコプターにより、地震発生時における情報収集や応急対策等を効果的に実施するとともに、「愛媛県消防防災ヘリコプター応援協定」及び「愛媛県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」に基づき、救急・救助・消火等の消防活動を迅速かつ確に行う。

2 ヘリコプター離着陸場の整備拡充

市町は、孤立のおそれがある地域を対象にヘリコプター離着陸場の確保及び整備拡充に努め、災害時における、緊急輸送施設としても活用できるようあらかじめ関係機関と協議を行っておくとともに、必要に応じて、通信機器等の機材の備蓄に努める。

3 県警察、自衛隊及び海上保安庁との連携

地震災害情報の収集・伝達、被災地への救援物資輸送、消火、救急救助活動等については、県警察、自衛隊及び海上保安庁のヘリコプターと密接な連絡を行いながら、その連携強化に努める。

2-16-5 地震発生時の職員参集システムの整備

地震津波発生時において、より迅速、確実な初動体制を確立するため、次のシステムの強化を図る。

1 防災メール等の整備

県及び市町は、勤務時間外における地震津波に対する初動体制を確立するため、気象庁が発表する地震津波情報等を受信して、防災関係職員の携帯電話等へ情報を発信して非常参集を行う「防災メール」等の運用に努める。

2 震度情報ネットワークシステムの整備

県は、県内全市町に地震計を設置し、地震発生後、即時に県内各地の震度データを県庁で収集し、初動体制の確立を目的とした震度情報ネットワークシステムの運用に努める。

また、このシステムにより収集した震度データについては、震度4以上の場合、直ちに、国（消防庁）へ伝達し、迅速な応援体制の確立に資する。

2-16-6 放送施設

放送施設の被害を最小限にとどめるとともに、被害が発生したときは、迅速適切な応急措置により施設の機能維持に努めるほか、施設全般について、早期復旧を図るほか、被害原因の調査に基づく施設改良に努め、平常時から適切に次の措置を講じる。

- (1) 放送設備・局舎防災設備基準の設定及びこれに基づく措置
- (2) 電源設備障害時の措置
- (3) 送受信施設及び空中線設備障害時の措置
- (4) 建設途上の施設障害時の措置
- (5) 施設復旧措置
- (6) その他必要な措置

※資料	1	愛媛県震度情報ネットワークシステム	(資料編 5-4)
	2	J-ALERTシステムの概要	(資料編 5-5)
	3	愛媛県防災通信システム（地上系・衛星系）回線構成図	(資料編 6-1)
	4	愛媛県非常通信協議会構成員名簿	(資料編 6-2)
	5	市町の非常通信ルート	(資料編 6-3)
	6	アマチュア無線局用レピーター局設置場所	(資料編 6-7)
	7	海上保安部通信系統図	(資料編 6-8)
	8	警察有線電話通信系統図	(資料編 6-9)
	9	大規模災害時等の通信確保に関する協定	(資料編 6-10)
	10	大規模災害時等の被災地との通信確保に関する協定	(資料編 6-11)
	11	総務省の災害対策用移動通信機器の貸与制度	(資料編 6-12)
	12	総務省の臨時災害放送局用機器の貸与制度	(資料編 6-13)

13	総務省の災害対策用移動電源車の貸与制度	(資料編 6-14)
14	愛媛県消防防災ヘリコプター運航管理要綱	(資料編 16-1)
15	愛媛県消防防災ヘリコプター運航管理諸規程体系図	(資料編 16-2)
16	愛媛県消防防災ヘリコプター運航管理フロー	(資料編 16-3)
17	緊急運航連絡系統図	(資料編 16-4)
18	愛媛県消防防災航空隊	(資料編 16-5)
19	愛媛県内飛行場外臨時離着陸場一覧表	(資料編 16-6)
20	愛媛県内臨時ヘリポート一覧表	(資料編 16-7)
21	愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定	(資料編 16-8)
22	ヘリテレ映像の提供に関する協定	(資料編 5-18)

第17章 ライフラインの耐震対策

【防災危機管理課、環境政策課、循環型社会推進課、産業政策課、都市整備課、発電工水課、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社、中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国ガス株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社】

大規模地震発生時においては、水道、電気、ガス等のライフラインの寸断による被害の発生が予想されるため、ライフライン事業者は、被害の防止及び軽減を図るため、施設等の耐震性の向上に努める。

また、ライフライン事業者は、あらかじめ被害状況の予測、把握及び緊急時の供給について計画を作成するとともに、応急復旧に関する事業者間の広域応援体制の整備に努める。

特に、第三次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインについては、重点的に耐震化を進める。

県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努める。

また、県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

県及び電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力を努める。

2-17-1 水道施設

水道事業者は、地震災害によって被災する箇所が生じても、それによって給水システム全体の機能が麻痺することのないよう水道施設及び基幹管路の耐震性強化（停電対策を含む。）を図るとともに、被災した場合であっても、早急に復旧を行うことを基本に次の対策を講じる。

- (1) 災害発生時にも最低限必要な給水を確保できる施設整備を実施する。
- (2) 情報電送システム、監視・制御システムについては、災害時にも十分に機能が発揮できるように整備する。
- (3) 水道施設の広域化を推進し、水源の多元化、施設の多系統化、施設間の連絡管等の整備促進を図る。
- (4) 既存施設の耐震診断等を行って、耐震化計画を策定し、計画的に耐震化を推進する。

2-17-2 下水道施設

1 下水道管理者の活動

下水道管理者は、下水道施設の機能停止は一時的なものであっても生活者に多大の影響を与えることから、特に重要な管渠、終末処理場、ポ

ンプ場について、耐震性を考慮して整備を促進する。

2 代替性の確保

下水道管理者は、下水道施設が損傷を受け下水処理が不能となる場合を想定し、その早急な復旧や代替性の確保が可能となるよう処理系統を多様化するとともに、計画的な下水道施設の整備に努める。

3 耐震点検の実施

下水道管理者は、幹線管渠、ポンプ場及び終末処理施設について、定期的に点検を実施し、耐震対策の必要な箇所の把握に努める。

4 施設の補強・整備

(1) 管渠

軟弱地盤、液状化のおそれのある地盤においては、機能を確保させるために、可とう性管、可とう性継ぎ手、液状化しない埋め戻し材（砕石等）を採用して、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

特に老朽化している施設については、改築も含めて耐震対策指針に基づく施設の整備に努める。

(2) 終末処理場、ポンプ場

終末処理場、ポンプ場の躯体との継ぎ手部分の配管については、可とう性と伸縮性を有するものを採用し、特に老朽化している施設については、改築も含めて耐震対策指針に基づく施設の整備に努める。

2-17-3 工業用水道施設

- (1) 工業用水道事業者は、日常の保安点検等により施設の機能維持を図るとともに、施設の新設・改良の際には耐震設計・耐震施工に十分な配慮をする。
- (2) 工業用水道事業者は、地盤の軟弱な場所について、特に処理工法等を十分に調査研究し、必要な措置を講じる。
- (3) 工業用水道事業者は、老朽化の著しい管について、敷設替え等補強工事を行う。

2-17-4 電力施設

電気事業者は、地震災害予防のため、日常の保安点検等により施設の機能維持を図るとともに、電力設備等についても、十分な耐震性の確保に努めるほか、系統の多重化を進めるなど災害予防措置を講じる。

また、防災業務計画を策定して、電力施設の防護及び迅速復旧体制を確立する。

1 設備面の対策

(1) 発・変電設備

過去に発生した地震災害及びこれに伴う被害の実態等を考慮した「発電用水力設備に関する技術基準」、「火力発電所の耐震設計指針」、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」等に基づいて設計を行う。

(2) 送・配電設備

地震により不等沈下や地すべり等が生ずるおそれのある軟弱地盤にある設備については、基礎の補強等による耐震対策を考慮すると

ともに、これらの地帯への設備の設置は極力避ける。

- (3) 災害復旧用設備
電力施設の災害復旧を迅速に行うため、移動用の発電機、変圧器、遮断器、無線等を確保する。

2 体制面の対策

- (1) 保安の確保
設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。
- (2) 要員の確保
従業員及び請負業者について、動員体制を確立する。
- (3) 資機材等の確保
災害時のための資機材の確保及び輸送体制を確立する。
ア 応急復旧用資機材及び車両
イ 食糧その他の物資
- (4) 電力融通
災害発生時に、一時的に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

3 原子力発電施設による電力供給確保対策

- (1) 基本方針
原子力発電所が立地する本県の特殊事情を踏まえ、関係機関の緊密な連携により、大規模地震に備えた安全・防災対策を推進する。
- (2) 耐震性の確保
耐震設計に当たっては、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」に基づいて設計し、想定されるあらゆる地震に対しても、原子炉を安全に停止し、冷却し、放射性物質を閉じ込める機能が十分に保たれるよう、万全の安全対策が講じられている。
- (3) 国の安全確認
伊方発電所に常駐している原子力規制委員会原子力規制庁原子力保安検査官が、保安規定どおりの安全運転が行われているか常時確認している。
- (4) 県の安全確認
県は、伊方発電所周辺の安全確保及び環境保全を図るため、「伊方原子力発電所周辺の安全及び環境保全に関する協定書」に基づき、必要があると認められる場合には立入り検査を実施し、安全確保の状況を確認する。

2-17-5 ガス施設

ガス事業者は、地震災害予防のため、ガス施設について耐震性に配慮した整備を行うとともに、平素から定期点検や防災訓練の実施、応急資機材の整備など災害予防対策を推進する。

1 施設の整備

- (1) ガス施設は、ガス事業法に基づく定期点検及び自主保安検査の実施により、常に技術基準に適合している状態を維持する。
- (2) 主要なガス工作物については、ガス事業法に基づき、設計、施工を行う。
- (3) ガス導管の敷設は、耐震性に優れた継手及び可とう性のあるものとする。
- (4) 緊急操作設備を充実強化する。
- (5) 供給緊急停止のため、バルブを設けてガス供給区域のブロック化

を図る。

2 応急資機材の整備

- (1) 緊急時に必要な資機材の在庫管理を常に行い、調達を必要とする資機材は速やかに確保できる体制とする。
- (2) 復旧が長期化した場合に備え、代替熱源等の確保の手段について、あらかじめ調査する。

3 連絡体制及び動員体制

緊急時における従業員の連絡体制を確保するとともに、震度5弱以上の地震を覚知した場合は、全員事業所等に参集する。

4 保安教育及び防災訓練

ガス施設又はガス供給上の事故による二次災害の防止を目的として、緊急事故対策及び地震などの緊急措置について保安教育を行うとともに、防災訓練を実施する。

5 ガス利用家庭設備

- (1) 200 ガル（震度5相当）以上の地震を感知した場合、自動的にガスを遮断するマイコンメーターの設置を図る。
- (2) 利用者に対しては、地震発生時にはガス栓を閉めることと、ガス器具の使用禁止について周知を図る。

6 地震計の設置

事業所に地震計（S I 計）を設置し、地震規模の情報把握を行う。

2-17-6 電信電話施設

西日本電信電話株式会社は、電信電話施設について建物、設備等に耐震・耐火措置を講じるとともに、災害対策用機器についても配備を充実するなど災害予防対策を推進する。

1 局舎の整備

耐震・耐火構造の局舎設計を行い、地震に起因する火災、浸水等の二次災害防止のため、防火扉、防潮板等を設置する。

2 局舎内設備の整備

- (1) 局舎内に設置する電気通信設備の振動による倒壊、損傷を防止するため、支持金具等による耐震措置を講じる。
- (2) 非常用予備電源として、蓄電池及び発動発電機を設置する。
- (3) バッテリー、予備エンジンの耐震強化を実施するとともに、相互応援給電網の実現に努める。

3 局外設備の整備

地下にある通信施設については、地震対策を実施する。

4 災害対策用機器の整備

- (1) 通信の全面途絶地域、指定避難所等との通信を確保するために、衛星通信無線車、災害対策用無線機、移動無線機等を配備する。
- (2) 局内通信設備が被災した場合、重要な通信を確保するため、代替交換装置として非常用移動電話局装置を主要地域に配備する。
- (3) 震災時の長時間停電に対して、通信用電源を確保するために、主

要局に移動電源車を配備する。

- (4) 局外通信設備が被災した場合、応急措置用として、各種応急用ケーブル、災害対策用機器等を配備する。

5 建物、鉄塔等の耐震診断の徹底と対策実施

ビル、鉄塔等の診断及び補強を実施するとともに、建物内の情報システムや端末の耐震対策を実施する。

6 ネットワークの信頼性と柔軟性の確保

共通線、クロック回線等ネットワークの神経回線の2ルート化の推進及び回線増設等が柔軟にできるような対策を実施する。

7 通信ケーブルの地中化の推進

県等と連携を図りながら、電線類地中化計画に積極的に参画する。

8 運用監視センターや各種データベースの分散

県内の設備の監視・制御は、NTT西日本で一元的に行い、通信網異常時の影響度の把握とそれに必要な措置を迅速に行うため、コクピット化を図る。

また、重要な各種データ等については、分散して保管する。

2-17-7 廃棄物処理施設

1 廃棄物処理施設の補修体制の整備

市町は、被災して一時停止した一般廃棄物処理施設等を修復・復旧するための点検手引きをあらかじめ作成する。

さらに、ごみ焼却施設、し尿処理施設、最終処分場等の廃棄物処理施設が被災した場合に対処するため、修復・復旧に必要な資機材等の備蓄に努める。

2 施設整備時の留意点

廃棄物焼却施設は、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第18章 公共土木施設等の耐震対策等

【防災危機管理課、交通政策室、農地整備課、森林整備課、漁港課、河川課、港湾海岸課、砂防課、道路建設課、道路維持課、都市計画課、都市整備課、文化財保護課、県警本部、四国地方整備局、大阪航空局（松山空港事務所）、四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、伊予鉄道株式会社】

道路、海岸、河川、港湾、空港等の各種公共土木施設等は、ライフラインとともに、県民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。

このため、それぞれの施設の目的に応じた整備促進に努めるとともに、（一社）愛媛県建設業協会等に応援を要請しておくなど、応急復旧対策用人員及び資機材の確保と運用に係る体制の整備を図る。

また、地震や豪雨等に伴う二次災害を防止するための体制を整備するとともに、資機材の備蓄を可能な限り行う。

そのほか、災害発生時の緊急輸送活動のために、多重化や代替性を考慮しつつ確保すべき輸送施設（道路、港湾等）及び輸送拠点について把握し、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、応急活動等を円滑に進めるためのマニュアルの作成に努める。

さらに、災害復旧・復興に備え、施設台帳等の各種データの整備・保存、重要な公共土木施設等の資料整備と複製保存に努めるとともに、老朽化した公共土木施設等について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

2-18-1 道路施設

1 緊急輸送道路、重要物流道路等の確保

道路交通の確保は、地震発生後において、避難や救助をはじめ、物資の輸送や諸施設の復旧など応急対策活動を実施するうえで必要不可欠である。

このため、県が選定した緊急輸送道路、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路など、防災上重要な経路を構成する道路においては、救助活動の円滑な実施と物資輸送の確保を行うため、防災対策、震災対策及び改良整備を促進し、県内地域間を結ぶ交通体系の充実を図り、これらを有機的に連結させて緊急輸送ネットワークを形成し、諸活動の円滑化、パトロールや点検管理体制の強化に資するとともに、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限、無電柱化の促進を図るものとする。

さらに、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要となる人員、資機材等の確保について、（一社）愛媛県建設業協会等と協定を締結し体制の整備を図る。また、道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。

2 耐震点検の実施

道路管理者は、緊急輸送道路における諸施設の耐震点検を定期的を実施し、震災対策に必要な箇所を把握に努める。

また、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。

3 施設の補強・整備

道路管理者は、耐震点検等で対応が必要とされた箇所及び未改良区間について、緊急輸送道路、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びそ

防災条例第34条第3項

の代替・補完路、その他緊急性の高い路線及び箇所から順次、補強や整備を実施する。

(1) 道路

法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状・破壊等の被害が想定される危険箇所について、補強対策を実施するとともに、道路改良に当たっては、耐震基準に基づく整備を行う。

(2) 橋梁

落橋、変状等の被害が予想される道路橋等について、補強対策を実施する。

(3) トンネル

覆工コンクリートや付帯施設の落下、変状等の被害が予想されるトンネルについて、補強対策を実施する。

(4) 道路の付属物

道路敷地内の道路標識、道路情報提供装置、電線共同溝など道路付属物の耐震性の確保並びに補強・整備に努める。

4 施設の長寿命化対策

道路管理者は、道路施設の劣化状況の把握や将来予測を行い、長寿命化計画を作成・実施し、その適切な維持管理に努める。

5 交通管制施設及び交通管理体制の整備

県警察は、災害発生時における広域交通管理体制の整備を図るとともに、信号機、交通情報板、交通管制センター等交通管制施設について耐震性の確保を図り、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進する。

また、災害時における交通誘導及び地域の安全確保等については「災害時における交通誘導及び地域の安全確保等の業務に関する協定」に基づき、(一社)愛媛県警備業協会の協力を得ながら実施する。

2-18-2 海岸保全施設

1 海岸保全施設の確保

海岸管理者は、老朽化した施設や、堤防、護岸等の嵩上げの必要な箇所、液状化により施設が崩壊する可能性がある箇所等、地震や津波により被害が発生する危険性の高い地域において、海岸保全施設の整備に努める。

2 耐震点検の実施

海岸管理者は、耐震点検を背後地の重要度に応じて順次実施し、震災対策の必要な箇所の把握に努める。

また、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。

防災条例第34条第3項

3 施設の補強・整備

海岸管理者は、耐震点検で対応が必要とされた施設については、緊急度が高い箇所から順次、愛媛県海岸保全基本計画とも整合を図りながら補強や整備を実施する。

防災条例第34条第3項

2-18-3 河川管理施設

1 河川管理施設の整備

河川管理者は、耐震性に配慮した河川改修等の治水事業を実施し、河川管理施設の整備促進に努める。

2 耐震点検の実施

河川管理者は、耐震点検を定期的実施し、震災対策に必要な箇所の把握に努める。

また、通常パトロールにおいても目視等による点検を実施する。

防災条例第 34 条第 3 項

3 施設の補強・整備

河川管理者は、耐震点検で対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

防災条例第 34 条第 3 項

2-18-4 砂防等施設

1 砂防等施設の確保

砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設（以下砂防等施設）の管理者は、施設の耐震機能を高め、土砂災害防止施設の整備促進に努めるとともに、地震発生後には、各施設に異状がないか点検パトロールを行うなど地震、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備する。

2 耐震点検の実施

砂防等施設の管理者は、施設の耐震点検を定期的実施し、震災対策に必要な箇所の把握に努める。

防災条例第 34 条第 3 項

3 施設の補強・整備

砂防等施設の管理者は、耐震点検で対策が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

防災条例第 34 条第 3 項

2-18-5 治山等施設

1 治山等施設の確保

林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設（以下「治山等施設」という。）の管理者は、山地災害危険地区の解消を図るため、施設の耐震機能の向上や整備促進に努めるほか、地震発生時には、各施設に異状がないか点検パトロールを行うなど、地震、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備する。

2 耐震点検の実施

治山等施設の管理者は、施設の耐震点検を定期的実施し、耐震対策に必要な箇所の把握に努める。

防災条例第 34 条第 3 項

3 施設の補強・整備

治山等施設の管理者は、耐震点検で対策等が必要となった施設について、緊急度の高い施設から順次、補強や整備を実施する。

防災条例第 34 条第 3 項

2-18-6 港湾・漁港施設

1 物資輸送拠点の確保

海上交通ルートは、地震被災による避難、救助、緊急物資及び復旧資材等の輸送を行ううえで極めて重要な役割を果たすものであり、その拠点の確保を図っておく必要がある。

また、大規模地震の発生直後にあっても、地域の経済活動を維持する観点から、国内産業・経済活動が停滞することのないよう、安定した物流機能を確保する必要がある。

このため、港湾及び漁港管理者等は、防災拠点となる港湾及び漁港について、岸壁、緑地、背後道路、荷役機械等の耐震化を進め、震災時に物資輸送拠点として施設の利用に支障をきたさないよう管理する。

なお、次の防災拠点となる港湾等については、耐震強化岸壁等の整備を行っている。

- (1) 防災拠点となる港湾（新居浜港、東予港、今治港、松山港、宇和島港、中島港、八幡浜港、三崎港）
- (2) 防災拠点漁港〔深浦、船越（愛南町）、宮窪（今治市）、豊田（伊予市）〕

2 海上輸送と道路輸送の連結

防災拠点となる港湾等により形成された海上輸送ネットワークは、重要物流道路等により道路輸送ネットワークと相互に連結させ、緊急輸送ネットワークをより確実なものとする。

また、内航海運組合連合会や旅客船協会との協定に基づき、陸上輸送の代替手段の確保に努める。

3 耐震点検の実施

港湾及び漁港管理者は、防災拠点となる港湾等の岸壁等を、輸送拠点として施設を利用するため、耐震点検を定期的の実施し、震災対策の必要箇所の把握に努める。

その他の施設と港湾及び漁港については、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。

防災条例第 34 条第 3 項

4 施設の補強・整備

港湾管理者は、耐震点検・新たな知見等で対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、耐震補強、免震化、液状化対策等を実施する。

防災条例第 34 条第 3 項

2-18-7 空港施設

空港管理者（国土交通省）は、松山空港について、震災状況の迅速な把握並びに救援物資及び人員の輸送を図るため、空港基本施設及び航空保安施設の耐震構造化を図る。

2-18-8 鉄道施設

鉄道事業者は、橋梁、土構造物等の施設を主体に、必要により補強対策等を推進し、耐震性の向上を図るとともに、地震等による異常事態が発生したときは、運転規制等によって災害の防止を図る。

また、地震発生後の早期復旧を期するため、次により復旧体制を整備する。

- (1) 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制
- (2) 復旧用資機材・機器の手配
- (3) 防災知識の普及

防災条例第 21 条

2-18-9 農業用施設

1 農業用施設の確保

農業用ダム、ため池、農業用水路、農道などの農業用施設の管理者は、農地等の防災・保全と農業用施設の維持のため、管理、点検の一層の強化を図るとともに、危険度・必要性を踏まえて耐震構造とした整備

防災条例第 34 条第 3 項

促進を図る。

地震発生時の対応について、所定の規模の地震が発生した場合、速やかに主要な農業用ダム、防災重点農業用ため池の点検を行い、二次災害を防止する体制を整備する。

2 耐震点検の実施

県又は市町は、主要な農業用ダム、防災重点農業用ため池、基幹的水利施設の耐震点検を実施し、耐震対策の必要な箇所の把握に努める。

3 施設の補強・整備

県又は市町は、耐震点検で対策が必要となった施設について、緊急度の高い施設から順次、補強・整備を実施する。

このうちため池については、下流域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」を優先して、緊急連絡体制の整備やハザードマップの作成・周知などのソフト対策を組み合わせた防災減災対策を講じる。

2-18-10 防災上重要な施設

防災条例第34条第1項

県及び市町は、庁舎、病院、学校、社会福祉施設等のうち、特に災害時に情報伝達、避難誘導、救助及び公共土木施設等の応急復旧等の防災業務の中心となる公共建築物の耐震性の向上を図り、倒壊防止に努めるとともに、自家発電設備等の整備により、停電時でも利用可能なものとするよう努める。

また、防災拠点となる公共施設の耐震化については、計画的かつ効率的な実施に努める。

1 医療救護施設の整備

在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の耐震化の促進を図る。

2 社会福祉施設等の整備

社会福祉施設等の収容者等を地震災害から守るため施設の耐震化を図る。

3 学校等施設の整備

児童、生徒、職業訓練生等の生命の安全を確保するとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため、学校、高等技術専門校等の施設の耐震化を図る

4 不特定多数が利用する公的建物の整備

教養文化施設、集会施設、スポーツレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公共施設の耐震化を図る。

5 庁舎、消防施設、警察施設等の整備

庁舎、消防施設、警察施設、緊急物資集積場所となることが予想される施設等災害対策の拠点となる施設の耐震化を図る。

6 地域防災拠点施設

地域の防災活動を円滑に実施するため、また平常時には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。

地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐

車場、交通広場等オープンスペースの整備を図る。

2-18-11 都市公園施設

1 都市公園施設の確保

都市公園は、震災時の延焼遮断空間、避難場所、防災活動拠点として有効に利用されるため、県及び市町は、他の公共施設とも連携を図り、施設整備を促進する。

2 耐震点検の実施

都市公園施設は、特に安全性に配慮して整備されており、老朽施設を重点に定期的な点検を実施し、地震災害の防止に努める。

特に、動物園については、地震時における動物の挙動等を考慮し、入園者並びに付近住民に対する安全対策に万全を期する。

防災条例第34条第3項

3 施設の補強・整備

耐震点検等で対応が必要とされた施設については、緊急度の高い施設から順次、補強や整備を実施する。

また、市町が指定緊急避難場所、指定避難所として指定する基幹的な都市公園については、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設、非常用照明施設、非常用発電施設等の整備に努める。

さらに、とべ動物園については、獣舎の補強や動物の逸走防止・捕獲に対応する施設等の整備に努める。

防災条例第34条第3項

2-18-12 都市基盤施設

1 事業の目的

街路は、地震発生時の避難路、緊急輸送道路のみならず、阪神大震災の際には、幅員の広い道路がライフラインの確保とともに延焼防止に大きな効果を発揮しており、都市防災機能の向上を重視した効率的・効果的な整備に努める。

さらに、都市計画と連携して工業地域と住宅地域を分離することにより、コンビナート災害などから、既存市街地を保全する。また、建築物の倒壊や延焼火災の危険性が高い老朽住宅密集市街地の解消のため、土地利用誘導、市街地の面的な整備、建築物の耐震・不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。

2 整備の水準

上記目的達成のため、県は市町と連携し、街路の整備を進めるとともに、適切な用途地域の設定のほか、多くの人が集まる交通結節点や中心市街地における土地区画整理事業、市街地再開発事業及び地区計画による防災・減災まちづくりを推進する。また、整備については、緊急性が高く地元の熟度が高い箇所から優先して行う。

2-18-13 文化財施設

- 1 文化財建造物及び文化財が収蔵されている建築物（以下「文化財等」という。）の地震時の安全性を確保するため、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体（以下「所有者等」という。）は、必要な次の対策を講じるものとし、県教育委員会は、市町教育委員会の協力を得て、所有者等に対して適切な指導助言を行う。

- (1) 文化財等の耐震補強工事の実施
- (2) 避難方法・避難場所の設定
- (3) 地震発生時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立
- (4) 地震発生後の火災発生に対する防火施設の設置と防災訓練の実施

2 県教育委員会は、平成 25 年に中国四国地方の 9 県並びに広島市及び岡山市と共に策定した「中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画」に基づき、文化財が被災した場合に必要な救出や応急措置を行うため、日頃から指定文化財等の情報を整備・共有する。

3 平成 30 年に策定した「えひめ文化財防災マニュアル」や令和 2 年に策定した「愛媛県文化財保存活用大綱」に基づき、県内各市町、愛媛大学法文学部、愛媛資料ネット、県建築士会、愛媛県博物館協会等からなるえひめ文化財等防災ネットワーク等と連携し、平常時には文化財情報の収集、共有、文化財防災訓練等の実施、非常時には被災情報の収集や被災文化財の救済活動等を行う。文化財防災に関して国立文化財機構文化財防災センターと連携し、情報共有する。

2-18-14 通信放送施設

災害時の情報伝達に重要な役割を担う通信放送施設については、運用に支障をきたさぬよう非常用電源設備の整備や耐震性のある堅固な場所への施設整備に努める。

1 県防災通信システム施設（地上系・衛星系）

平常時において保守点検業者との連携を密にして、障害復旧の時間短縮に努めるなど保守管理体制の確立を図る。

2 市町防災行政無線施設

平常時において保守点検業者との連携を密にして、障害復旧の時間短縮に努めるなど保守管理体制の確立を図る。

※資料	1	緊急輸送道路	(資料編 11-1)
	2	災害時における交通誘導及び地域の安全の確保等の業務に関する協定	(資料編 11-15)
	3	重要物流道路及びその代替・補完路	(資料編 11-31)
	4	防火地域及び準防火地域の決定状況	(資料編 12-16)

第19章 危険物施設等の耐震対策 【消防防災安全課、薬務衛生課】

地震発生時に、危険物施設等の火災や危険物の流出などがあった場合、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。

このため、県及び市町は、これら施設の自主保安体制の充実・強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図る。

なお、石油コンビナート等特別防災区域の危険物施設等については、石油コンビナート等災害防止法に基づく愛媛県石油コンビナート等防災計画、また、原子力発電所については、原子力災害対策特別措置法に基づく愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）の定めるところによる。

2-19-1 危険物施設

産業活動の進展に伴う石油類の需要の増加、石油化学製品の開発並びに利用の拡大により、危険物の取扱量の増加とともに施設及び設備の大規模化、大型化が進んでいる。

大規模な地震が発生した場合は、耐震設計で考慮された以外の要因や、地盤の液状化による要因で、危険物施設が損傷を受けることがあるため、県及び市町は、これらの実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制や事業所に対する指導の強化及び普及・啓発を次のとおり行う。

1 安全指導の強化

危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等の健全な育成を図るとともに、安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。

2 自衛消防組織の充実強化

事業所における自衛消防組織等の育成を推進するとともに、隣接する事業所との相互応援に関する協定の締結を進め、効果的な自主防災体制の確立を図る。

3 防災車両、資機材の整備

市町は、複雑多様化する危険物への備えとして化学消防自動車等の整備を図り、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対しても防災車両や資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

2-19-2 高圧ガス施設

産業活動の進展に伴う利用範囲の拡大により、高圧ガスは様々な分野で使用されており、また、家庭用燃料として使用される液化石油ガス（LPガス）も、その利便性により、県内の多くの世帯で使用されている。

高圧ガス取扱事業所における高圧ガス施設は、過去の震災の教訓を生かし、高圧ガス保安法によって耐震設計基準が定められ、耐震性を考慮した設計・施工がなされて、地震に対する構造上の安全対策が講じられている。

しかしながら、大規模な地震が発生した場合は、想定を超える地盤の液状化等によって、高圧ガス施設が損傷を受けることがあるため、県は、高圧ガス事業所に対して、地震発生時における高圧ガス施設の保安管理体制確立に向けて講習会等を実施するほか、高圧ガス取扱事業所及び一般消費家庭に対し、次のとおり、確認・調査を行い、設備の設置促進等を図る。

1 高圧ガス事業所

- (1) 耐震設計構造物について通達や耐震設計基準による評価を行い、自らの設備の耐震性能を確認し、必要な対策の実施。
- (2) 敷地が液状化の発生しやすい場所かどうかについて調査を行い、必要な対策の実施。
- (3) 高圧ガス貯槽等に設けられた緊急遮断弁の遠隔化や感震装置の設置による自動化の促進。
- (4) 容器（ボンベ）によって高圧ガスを貯蔵している場合には、チェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底。

2 一般消費家庭

- (1) ガス放出防止器の設置促進
- (2) 容器（ボンベ）のチェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底
- (3) 感震ガス遮断機能付きガスメータの設置の徹底及び使用期限管理の徹底

2-19-3 毒物・劇物貯蔵施設

県及び製造業者等は、次により耐震対策の強化を推進する。

1 県の活動

- (1) 立入検査の実施
毒物劇物の製造や販売施設が、毒物及び劇物取締法に規定されている構造設備の基準に適合するよう立入検査の際に構造設備に係る指導を強化する。
- (2) 保護具の設置
保健所に毒物劇物用保護衣、防毒マスク等の保護具一式を設置して、地域で緊急事態が発生した場合、即時、消防機関等に協力できるようその体制を確立するとともに、保健所の毒物劇物監視員の定期的な実地訓練を行う。

2 製造業者等の活動

- (1) 応急対策教育の徹底
毒物劇物の製造業者は、それぞれ自主的に作成している「危害防止規定」を順守するよう職員に教育指導する。
- (2) 毒物劇物の製造量及び同貯蔵量の把握
毒物劇物の製造量及び貯蔵量を定期的に調査し、その実態を把握する。

2-19-4 火薬類製造施設・貯蔵施設

県及び製造事業者、火薬庫設置事業者は、次により耐震対策を強化する。

1 県の活動

- (1) 保安検査及び立入検査の実施
火薬類製造施設や火薬庫等が火薬類取締法に定める構造基準や保安管理基準に適合するよう、保安検査及び立入検査を通じて指導する。
- (2) 保安講習会の実施
火薬類の取り扱いに従事する者に対し、一般社団法人愛媛県火薬

類保安協会とともに保安講習会を実施する。

2 事業者の活動

(1) 定期自主検査の実施

事業者は、火薬類取締法の規定を遵守して火薬類の製造施設及び火薬庫の構造等、基準適合状況について年2回以上定期自主検査を実施し、県に報告する。

(2) 保安教育の実施

事業者は、地震発生時の災害防止のためにとるべき措置等について保安教育を実施する。

(3) 危害予防規程

火薬類製造事業者は、災害の発生防止のために定めた危害予防規程を遵守し、地震等災害発生時の保安確保に努める。

※資料	1	毒物劇物製造・輸入・販売・届出事業者	(資料編 14-1)
	2	毒物劇物貯蔵施設等の災害時における緊急通報系統図	(資料編 14-2)
	3	毒物劇物の災害時における事故処理要領	(資料編 14-3)

第20章 災害復旧・復興への備え

【防災危機管理課、スマート行政推進課、男女参画・県民協働課、循環型社会推進課、土木管理課、技術企画室、都市計画課】

2-20-1 平常時からの備え

県及び市町は、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結し、訓練等を通じて災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保も留意しながら連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

県及び市町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

県及び市町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

県及び市町は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等とともに、担い手の確保・育成に取り組むよう努める。

県及び市町は、男女共同参画の視点からの災害対応について、防災担当部局と男女共同参画部局、男女共同参画センターの連携体制を構築するとともに、平常時及び災害時における役割を明確化しておくよう努める。

県や市町の防災会議、災害対策本部等への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点からの取組に関する理解促進が得られるよう努めるとともに、国の「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の周知徹底を図る。

県、市町及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、県及び市町は退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

国、県、市町及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるとともに、作成後は必要に応じて同計画の見直しを行うほか、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。

2-20-2 複合災害への備え

県及び市町等の防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

県及び市町等の防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

県及び市町等の防災関係機関は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

2-20-3 災害廃棄物の発生への対応

県及び市町は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるとともに大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制及び関係機関・民間事業者との協力体制の確立並びに十分な大きさの仮置場・処分場の確保に努める。

また、県及び市町は、県内で一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

さらに、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合に備え、県、市町又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の体制の整備に努める。

県及び市町は、環境省の災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、四国ブロック協議会等の取組に参画し、人材育成や受援体制の確立に努めるものとする。

2-20-4 各種データの整備保全

県及び市町は、復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備する。

- ・各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）

県及び市町は、各種情報システムについて、地震災害の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

2-20-5 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、県、市町はその制度の普及促進にも努める。

2-20-6 保険・共済の活用

保険・共済は、災害による被災者の生活安定に寄与することを目的とし、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、県、市

町はその制度の普及促進にも努める。

2-20-7 復興事前準備の実施

県及び市町は、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組を推進する。

2-20-8 復興対策の研究

関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行う。